



# 令和2年度施策に関する提案

令和元年6月  
 広島県



広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成30年7月豪雨では、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に襲われ、多くの人的被害、家屋やインフラといった物的損害など、戦後最大級の被害がもたらされました。

このため、本県では、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づき、創造的復興による新たな広島県づくりに、全力を挙げて、最優先で取り組んでおります。

国におかれましては、復旧・復興に向け、砂防・治山など大規模な直轄事業の実施や、平成30年度補正予算による財政措置など迅速な支援を賜り、感謝申し上げます。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月）においても、引き続き被災地への手厚い支援をお願いいたします。

また、令和元年10月からは、全世代型社会保障制度への転換に向けて、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化、社会保障の充実などの取組を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、

・すべての子供が夢を育むことのできる社会づくり、結婚から子育て期の切れ目ない支援などによる

「希望をかなえるための後押し」

・働き方改革、第4次産業革命を好機とした生産性革命などによる「ゆとりの創出」

といった、県民一人ひとりの欲張りライフの実現を応援するこれまでの取組によって現れてきた変化の兆しや成果をより確かなものとし、次のステージにつなげていくため、社会環境の変化や県民ニーズを踏まえつつ、「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

本県の様々な施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和2年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月

広島県知事 湯崎 英彦

広島県議会議長 中本 隆志

# 目次

1 創造的復興による新たな広島県づくり	
平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン	1
(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生	
① 被災者の生活支援・再建〔内閣府, 文部科学省, 厚生労働省〕	3
(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生	
① 地域経済の再生と新たな発展〔経済産業省, 中小企業庁〕	5
(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生	
① 公共土木施設等の強靱化〔財務省, 国土交通省, 農林水産省〕	7
② ため池の総合対策〔総務省, 財務省, 農林水産省〕	11
③ 水道施設の強靱化〔総務省, 厚生労働省, 経済産業省〕	13
④ 通勤・通学手段の強靱化〔国土交通省〕	15
⑤ 医療施設等の機能維持の総合対策〔厚生労働省〕	17
(4) 新たな防災対策を支える人の創生	
① 住民の主体的な避難を促す取組の推進〔内閣府, 総務省, 国土交通省〕	19
(5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実	
① 消防防災ヘリコプターの運航体制の強化〔消防庁, 国土交通省〕	21
② 職員派遣に係る財政措置の充実〔総務省〕	23
2 地方創生の推進	
(1) 人づくり革命の推進〔内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	25
(2) 「学びの革新」の推進〔文部科学省, 外務省〕	33
(3) 地方の産業競争力の強化	
① Well-to-Wheel評価による取組の加速〔経済産業省, 国土交通省〕	37
② 日本版DMOの推進〔内閣府, 観光庁〕	41
③ サイクルツーリズムの推進〔財務省, 国土交通省〕	45
④ 農業の競争力強化〔財務省, 農林水産省〕	47

3	東京一極集中の是正	
(1)	地方分権改革の一層の推進〔内閣府〕	49
(2)	企業等の地方移転の促進〔内閣府, 厚生労働省〕	51
4	安心・安全な暮らしづくり	
(1)	外国人材の受入・共生〔総務省, 法務省, 出入国在留管理庁, 文化庁〕	53
(2)	医療提供体制の確保〔総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	57
(3)	がん対策の推進〔厚生労働省〕	61
(4)	建築物の耐震化の促進〔総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省〕	63
(5)	米軍機による低空飛行訓練の中止等〔外務省, 防衛省〕	67
5	地方税財源の充実強化	
(1)	安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等〔内閣府, 総務省, 財務省〕	71
(2)	市町の財政基盤の強化〔総務省〕	77
(3)	水道事業の広域連携の推進〔総務省, 厚生労働省〕	79
(4)	下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保〔財務省, 国土交通省〕	81
6	社会資本整備の推進	
(1)	公共事業予算の安定的・持続的な総額確保〔内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省, 農林水産省〕	85
(2)	防災・減災に資する社会資本整備の推進〔内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省, 農林水産省〕	87
(3)	社会資本の適正な維持管理の推進・強化〔総務省, 財務省, 国土交通省〕	97
(4)	道路ネットワークの整備促進等〔財務省, 国土交通省〕	99
(5)	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進〔財務省, 国土交通省〕	107
(6)	物流・交流の拠点となる港湾機能の強化〔内閣府, 国土交通省〕	109
(7)	空港活性化に向けた経営改革の推進等〔国土交通省〕	117
7	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等	
(1)	原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化〔内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省〕	121
(2)	放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度の創設〔内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省〕	125

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

## 復旧・復興に向けて

- 平成30年7月豪雨は、わずか6日間で7月の過去の最大月間降水量を超える雨量を記録するなど、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に襲われ、多くの人的被害や、家屋やインフラといった物的損害など、戦後最大級の被害をもたらした。
- こうした状況から早期に脱却し、再生を果たしていくにあたっては、単に被災前の状態に戻すだけでは、今回の停滞期間による大きな損失を到底埋めることはできない。
- このため、復旧・復興へ向けて、
  - ・ 県民生活や経済活動の日常を取り戻す。
  - ・ 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。これらを実現するために、
  - ・ ピンチをチャンスに変える視点で取り組む。この3つを基本方針とした「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定した。
- プランでは、『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』を目指す姿に位置付け、
  - ①「安心を共に支え合う暮らしの創生」、②「未来に挑戦する産業基盤の創生」
  - ③「将来に向けた強靱なインフラの創生」、④「新たな防災対策を支える人の創生」の4つの柱で施策を展開し、被災された方や、被害を受けられた企業、事業者の方々を、県はもとより、あらゆる主体で支えながら、県民一丸となって取り組んでいくこととしている。
- このため、国において、本県の目指す創造的復興が実現できるよう、適切な対策を講じるとともに、財政面等において、これまで以上の後押しを行うよう強く要望する。

# 参考 復旧・復興プラン概要

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

## 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン

緊急対策

～創造的復興による新たな広島県づくり～

基本方針

- 県民生活と経済活動の日常を早期に取り戻す。
- 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。  
これらを実現するために、
- 「ピンチをチャンスに変える」視点で取り組む。

目指す姿

『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』

県民一丸となる合い言葉

『ピンチをチャンスに。見せちゃれ広島の底力！』

切れ目のない被災者支援

災害対策本部

経済活動の早期再生・新たな発展

最速の安全確保とインフラの強靱化

災害復旧・復興本部

### 安心を共に支え合う暮らしの創生

- ・被災された方々が一日でも早く、日常の生活を取り戻していただけるよう、一人ひとりに寄り添った包括的な支援を行います。
- ・地域住民と行政が一体となって、見守り、共に支え合う、新たな仕組みづくりに取り組みます。

#### 被災者の生活支援・再建

地域支え合いセンター、こころのケアチームによる包括的な生活支援等

#### 児童生徒の学習環境の確保

児童生徒の心のケア、長期休業期間の短縮による授業時間の確保等

#### 災害廃棄物等の早期処理

市町災害廃棄物処理の支援、円滑な処理に向けた広域調整等

### 未来に挑戦する産業基盤の創生

- ・本県の経済活動を被災前の状態に再生させ、さらに県内企業の新たな発展に向け、集中的な支援を行います。
- ・生産活動の早期再開に加え、担い手の収益性向上や生産基盤の最適化等に取り組み、生産性の高い農林水産業の振興へ誘導します。

#### 地域経済の再生と新たな発展

産金官による被災企業の早期再生、企業の発展を支えるイノベーション力の強化等

#### 観光産業・ひろしまブランドの復興

観光需要を喚起する宿泊支援、広域連携・単独プロモーションの実施等

#### 農林水産業の復興・経営基盤の強化

経営再建に向けた支援、担い手の農地集積や経営能力向上への支援等

### 将来に向けた強靱なインフラの創生

- ・被災前の構造にこだわることなく被害の発生要因を踏まえた工法の選定などにより必要な強靱化を進めます。
- ・防災・減災に資する新たなまちづくりを市町と連携して進め、住民の安全な居住が誘導されるよう取組を進めます。

#### 公共土木施設等の強靱化

改良復旧等の積極的な活用、被害の発生要因を踏まえた工法選定等

#### ため池の総合対策

ため池の緊急点検のデータ整理、防災機能の確保と住民の安全対策の推進等

#### 水道施設の強靱化

全水道施設の被災リスクの洗い出し・対策の実施、送水ルートの上二重化等

#### 通勤・通学手段の強靱化

災害時交通需要マネジメントの検討、災害時公共交通情報提供の促進等

#### 医療施設等の機能維持の総合対策

医療施設の業務継続計画の策定、社会福祉施設の非常災害対策の徹底等

### 新たな防災対策を支える人の創生

- ・実際の災害時において、自ら判断して避難行動をとるために必要となる条件や要素などについて、防災や行動科学の有識者を交えた検証を行い「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の取組を強化していきます。
- ・防災活動をリードする自主防災組織や人材の育成を図ります。

#### 災害に強い人づくり

適切な避難行動の実践のための方策の検討、自主防災組織の育成強化等

大災害頻発時代における防災対策のあり方・平成30年7月豪雨災害の検証

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (1) 安心を共に支え合う暮らしの創生 ① 被災者の生活支援・再建

### 国への提案事項

#### 1 切れ目のない被災者支援の実施

- 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置した「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」の運営費用に対して財政措置を継続すること。
- 被災した児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置拡充について財政措置を継続すること。

#### 2 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 全壊から大規模半壊まで対象となっている被災者生活再建支援制度について、半壊・一部損壊を支給対象とすること。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置, トイレの洋式化等)に対する財政措置を行うこと。

【提案先省庁:内閣府, 文部科学省, 厚生労働省】



# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (1) 安心を共に支え合う暮らしの創生

### ① 被災者の生活支援・再建

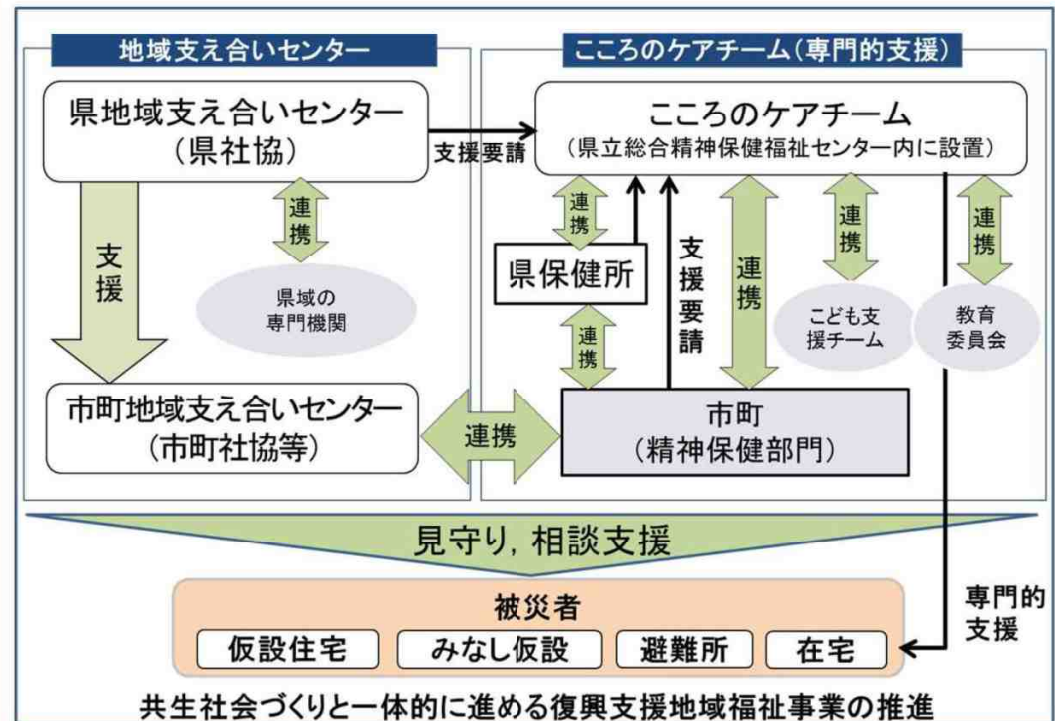
## 広島県の取組

### 【切れ目のない被災者支援】

- 「地域支え合いセンター」を設置し、被災者に対する見守り、日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供などを行っている。
- 「こころのケアチーム」を設置し、専門的な心のケアが必要な被災者に対する医師、保健師等による心のケアを行うとともに、支援者や医療関係者等への技術的支援を行っている。
- 災害の影響から、平常時に比べ、児童生徒は精神的に不安定な状態になりやすいことから、児童生徒の状態を継続的に把握し、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーによる心のケアを実施している。

## 課題／目標

要介護度の上昇や生活困窮、孤立死や自殺リスクの増大など、様々なリスクに対応するため、行政や専門機関、NPO、地域住民等が連携し、被災者一人ひとりに寄り添いながら、包括的な支援を中長期的に実施する。



# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (2) 未来に挑戦する産業基盤の創生 ① 地域経済の再生と新たな発展

### 国への提案事項

被災した企業等の復旧・復興が完了するまで、きめ細かな支援を継続すること

#### 1 中小企業等に対するきめ細かな支援の継続

全ての企業等の復旧・復興事業が完了するまで、

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等「グループ補助金」)を継続すること
- ・被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者「持続化補助金」)を継続すること

#### 2 地域の中核的な企業に対する支援措置の実施

- ・グループ補助金の対象外となる大企業に対して県が行う復旧支援について、財政措置を講じるなど、国としても支援を行うこと

【提案先省庁: 経済産業省, 中小企業庁】

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生

① 地域経済の再生と新たな発展

## 課題

### ● 中小企業等に対する支援

- ・平成31年度中の復旧完了をめざしているが、河川改修工事等の完了後でなければ、施設の再築に着手できない等の特殊事情を有する事業者については、今年度内に事業が完了しない可能性がある。
- ・持続化補助金を活用する者も多く、グループ補助金と同じ期間での措置が必要である。

### ● 中核的企業に対する支援

- ・被害規模が大きく、1社あたりに対する支援額が高額になるなど、財政的負担が大きい。

【県の助成制度】

条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備に対する投資額5億円以上</li> <li>・雇用維持</li> <li>・土砂撤去等に係る費用の1/4を市町が負担</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備</li> <li>・土砂撤去等に係る費用</li> </ul>
助成率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産評価額×5%</li> <li>・土砂撤去等に係る費用×50%</li> </ul>
上限	10億円

## 現状/広島県の取組

### ○ 中小企業等に対する支援

グループ補助金	持続化補助金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組状況 認定グループ数:50グループ 認定事業者数:992者 うち補助金希望者数790者 交付決定事業者数:425者 (R元.5.29時点)</li> <li>・スケジュール グループ認定申請 ~6/18 交付申請 ~8/23</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ補助金と同補助率になるよう<u>県で追加補助を実施し</u>、活用を促進</li> <li>（国の持続化補助金採択者数:756者 (追加公募・1次採択分まで)</li> </ul>

### ○ 中核的企業に対する支援

大企業については、グループ補助金等の対象にならず、自助努力による復旧が求められる。

このため、大企業の県内での早期復旧を後押しし、県外流出を防ぐとともに地域の経済・雇用の回復を図るため、県独自の支援制度を創設した。

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ①公共土木施設等の強靱化

### 国への提案事項

#### 1 インフラ強靱化のための財政措置及び技術的支援

- 「防災・減災, 国土強靱化のための3か年(H30~R2)緊急対策」に基づき, インフラの強靱化を着実に進めるとともに, 令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること
- 平成30年7月豪雨による被災地の一日も早い復旧・復興に向け, 災害復旧事業や改良復旧事業に最優先で取り組む必要があることから, これらの取組に対する財政・技術的支援を行うこと

#### 2 土砂災害箇所への早期復旧と再度災害防止の推進

- 平成30年7月豪雨では, 県内の広範囲で土砂災害が多数発生しており, 早期の復旧と再度災害防止を推進するため, 県・市町が行う災害関連緊急事業, 砂防激甚災害対策特別緊急事業, 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の推進, 直轄による砂防災害関連緊急事業等の推進と体制確保について特段の配慮を行うこと

#### 災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業]2,550箇所630億円 [市町事業]2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

#### 土砂災害防止施設等 (平成31年3月末時点)

砂防, 急傾斜地 崩壊対策	[国直轄]広島西部山系直轄砂防事業区域内 (広島市安佐北区口田南外3地区) 安芸南部山系直轄砂防事業区域内 (呉市天応外4地区) [県事業]坂町小屋浦外110箇所 [市町事業]江田島市沖美外67箇所
治山対策	[国直轄]東広島市内(黒瀬・高屋・八本松地区) [県事業]呉市安浦町中畑外58箇所

#### 改良復旧事業 (平成31年3月末時点)

道路	(主)呉環状線 災害関連事業
河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業 [市町事業] 普通河川 西福地川 災害関連事業〔三原市〕
砂防	[県事業] 二級河川瀬野川水系ひよき川 災害関連事業

【提案先省庁:財務省, 国土交通省, 農林水産省】

# 平成30年7月豪雨 交通ネットワークの被災状況



(写真提供) 中国地方整備局, NEXCO西日本

企業の経済活動や  
県民の生活に著しい影響



## 被災状況 (災害通行規制区間) H30.7.6 23:00時

道路	高速道路	NEXCO 西日本	山陽自動車道: 県内全線 中国自動車道: 千代田ICから県内以東 広島呉道路: 全線 浜田自動車道: 千代田JCTから県内以北
		本四高速 広島高速道路	西瀬戸自動車道: 県内全線 広島高速道路: 全線
高速道路 (無料区間)	国土交通省		尾道松江線: 県内全線 東広島・呉自動車道: 全線
一般道	国土交通省	広島県	一般国道2号: 東広島～福山 一般国道31号: 坂～呉 一般国道185号: 呉～三原
			132路線272区間(内片側交互通行65区間) (H30.7.9 17:00時点)
鉄道	JR西日本		山陽線: 笠岡～岩国間運休 呉線: 三原～海田市間運休 芸備線: 新見～広島間運休 福塩線: 福山～神辺, 府中～塩町間運休 (H30.7.6 14:45時点)
高速バス	広島電鉄等		広島空港リムジンバス: 運休 都市間高速バス: 運休



山陽道や広島呉道路など  
幹線道路網が寸断  
滞る人流と物流



JR山陽線  
八本松～瀬野駅間

道路損壊  
軌道敷損壊

(写真提供) JR西日本  
主要地方道  
瀬野川福富本郷線  
(東広島市河内町)  
JR山陽線  
河内～本郷駅間



一般国道2号  
(広島市安芸区中野東)

(写真提供) 中国地方整備局



# 河川・流域下水の被災状況

H31.1時点

## 【被災状況】

### 浸水原因別河川数

	河川数
破堤	12
越水	90

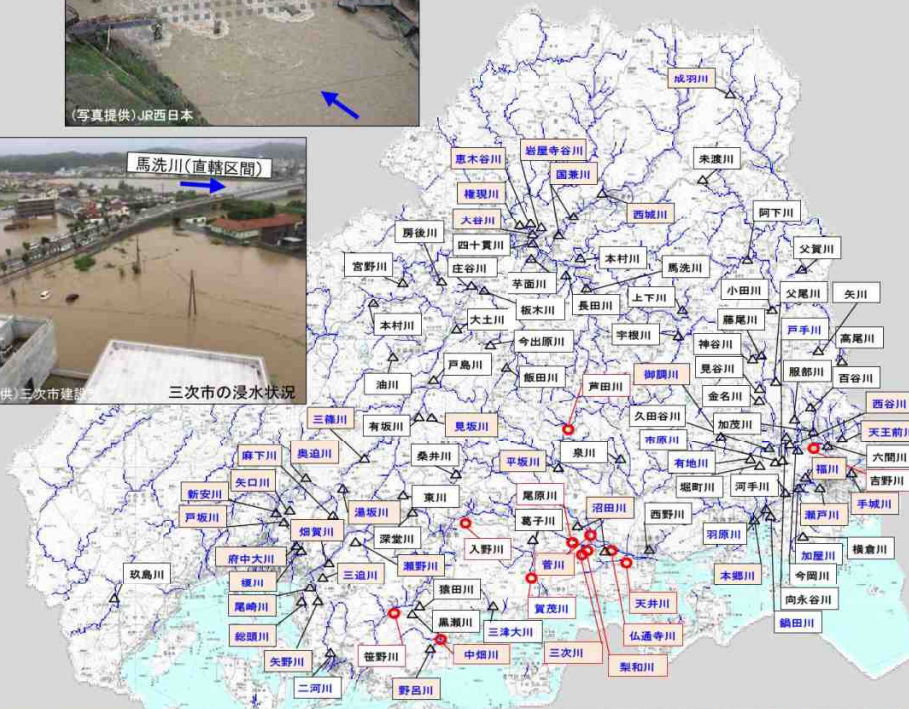
(H31.1広島県河川課調べ)

青	破堤 (床上浸水被害)	6 河川
青	破堤 (家屋浸水被害)	1 河川
黒	破堤 (家屋浸水被害なし)	5 河川
青	越水・溢水 (床上浸水被害)	33 河川
青	越水・溢水 (家屋浸水被害)	8 河川
黒	越水・溢水 (家屋浸水被害なし)	49 河川

菅川(沼田川支川)の破堤状況

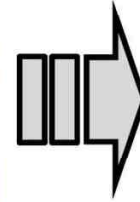


三篠川の鉄道橋落橋状況

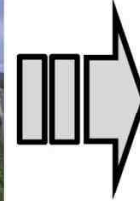


## 【進捗状況】

○ 河道の浚渫・樹木の撤去(沼田川)



○ 破堤箇所の本復旧(吉野川)



○ 河道埋塞土砂の撤去(総頭川)



## 国土交通省による発災直後からの支援





# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ② ため池の総合対策

### 国への提案事項

#### 1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災, 国土強靱化3か年(H30~R2)緊急対策」に基づく, ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに, 令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 関係者が迅速に被害情報等を共有し, 効果的な対策を講じるための仕組みづくり(ため池防災支援システム)に当たっては, 実効性を十分に確保すること。

#### 2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が, 4月に可決し3月以内に施行されることから, これに位置付けられた管理者や行政の義務や役割が適切に果たせるよう, 「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。

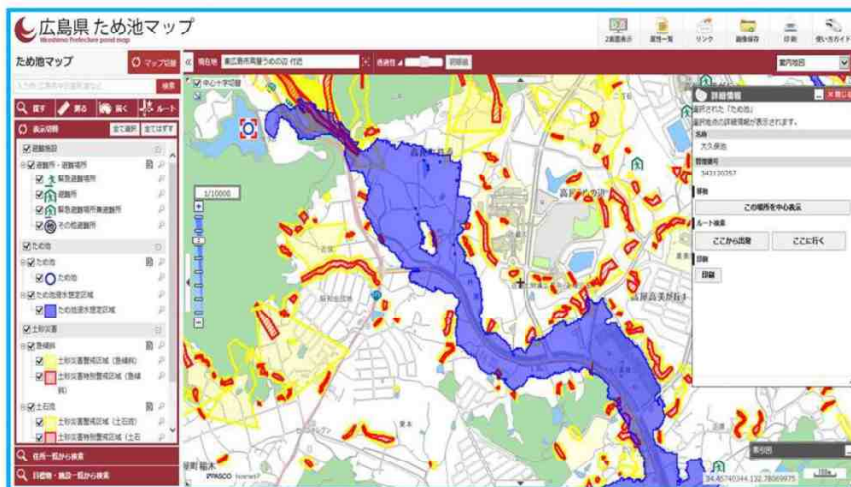


【提案先省庁:総務省, 財務省, 農林水産省】



## 広島県の取組

時期	概要
平成30年8月～	・国の「ため池対策検討チーム」の委員として参画
9月	・9月補正予算(緊急対策)に、ため池廃止対策費を計上 ・7月豪雨からの復旧復興プランに位置付け
9月～	・市町と意見交換を行い、今後のため池対策を検討
平成31年3月	・ため池の整備・廃止・管理等に関する方針を策定 ・当初予算に、ため池総合対策費を計上 ・広島県ため池マップの運用開始〔写真参照〕
4月	・ため池・農地防災担当課長を新設
令和元年5月	・防災重点ため池の選定予定



〔広島県ため池マップ〕 ため池の位置や決壊時の浸水想定範囲を示すことで、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ繋げる。

## 1 創造的復興による新たな広島県づくり

- (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生
- ② ため池の総合対策

### 課題／目標

平成30年7月豪雨では、堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことから、「**ため池の整備・廃止・管理等に関する方針**」を策定した。今後、この方針に基づき、人的被害のおそれがあるため池は、全て、**防災重点ため池に選定した上で**、

- 「**迅速な避難行動につなげる対策**」を着実に進めるとともに、
- 引き続き農業利用するため池は「管理強化と補強」**、
- 利用しなくなったため池は「統合・廃止」を推進していく。**

現在、新たな選定基準に基づき「防災重点ため池」の選定を進めているが、5,400箇所以上になる見通しであることから、これらに対しては「**浸水想定区域図の作成**」等、**迅速な避難誘導対策のための財政措置が必要**である。



〔ため池の廃止工事〕

また、「ため池の廃止対策」も、今後500箇所程度を実施していく見込みであるため、**防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策期間以降も継続した財政措置が必要**である。

さらには、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、ため池所有者や地方公共団体が課された義務を適切に果たすことで防災・減災対策が進むよう、**必要となる経費を国の責務として継続的に措置**していくことが必要である。

#### 〔農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要〕

- 所有者等が、農業用ため池を知事へ届出することを義務付け
  - 知事が特定農業用ため池※を指定  
(※決壊により人への被害のおそれがあるため池)
  - 適正な管理がされない特定農業用ため池に対して、知事による防災工事命令及び代執行
  - 知事の裁定により、市町村長が施設管理権を取得
- 等

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ③ 水道施設の強靱化

### 国への提案事項

#### 水道施設の強靱化対策のための財政措置

##### 1 水道事業及び水道用水供給事業

- 水道施設の強靱化対策を迅速に実施するため、緊急点検対策に係る財源の拡充及び国庫補助事業の対象施設を拡大すること。

##### 2 工業用水道事業

- 水道施設の強靱化対策を迅速に実施するため、強靱化対策に係る財源の拡充及び国庫補助事業の対象要件を拡大すること。
- 強靱化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税措置による財政支援を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

### 課題

- 平成30年7月豪雨災害を始め、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靱化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながることから、負担軽減策が必要である。

[現状の補助対象] ・水道事業では、1事業体1浄水場のみ

・工業用水道事業では、対象要件が施設更新及び耐震対策に限定(浸水防止壁等の新設は対象外)

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

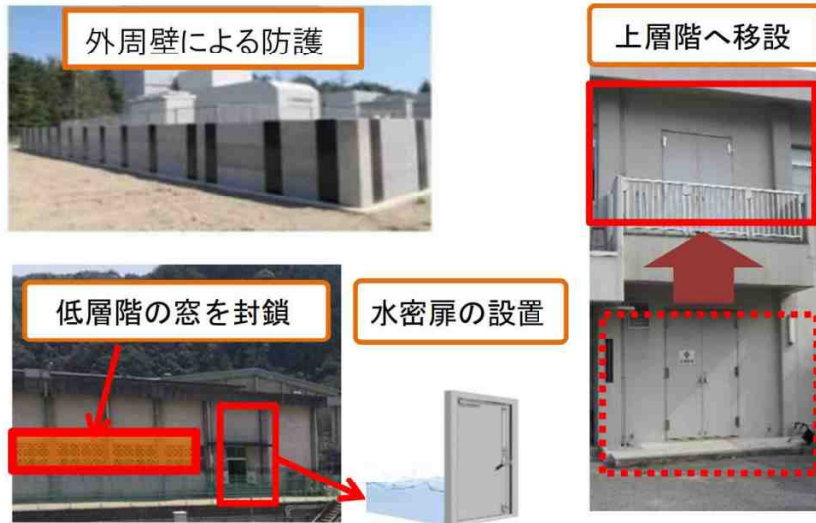
### ③ 水道施設の強靱化

## 広島県の取組

### 【県営水道】

- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。
- 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、一部を除き令和3年度までに完了することとしている。

〈浸水対策：外周壁や水密化等による防護〉



## 参考(国の予算及び国庫補助制度等)

区分	内容						
水道	予算	水道施設の緊急点検対策(全国枠) H30第2次補正:66億円, R元当初:259億円					
	厚生労働省 国庫補助	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・水道施設機能維持整備費(緊急点検対策として補助メニューを新設)は、 <b>基幹となる浄水施設が対象</b> である。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取水場</th> <th>浄水場</th> <th>送配水施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R元採択見込は1浄水場のみ</p>	取水場	浄水場	送配水施設	3	5
取水場	浄水場	送配水施設					
3	5	17					
工業用水	予算	防災・減災, 国土強靱化対策(全国枠) H30第2次補正:15億円, R元当初:10億円					
	経済産業省 国庫補助	工業用水道事業費補助金交付要綱 ・強靱化事業(既存補助メニュー)は、 <b>施設の更新・耐震対策を行う事業が対象要件</b> である。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>更新</th> <th>耐震</th> <th>新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	更新	耐震	新設	17	7
更新	耐震	新設					
17	7	10					
繰出金	総務省	平成30年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。					

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ④ 通勤・通学手段の強靱化

### 国への提案事項

#### 1 災害時における代替交通確保等のための検討・実施体制の構築

- 平成30年7月豪雨災害時に、国土交通省中国地方整備局が中心となって設置した「災害時交通マネジメント検討会」を継続し、災害時の各種取組の検証を進め、一層実効的な体制・制度を構築すること。
- 災害時においても公共交通の利用を促進できるよう、交通事業者、道路管理者、警察等が有する災害時の交通関連情報を、総合的に分かりやすく、住民に提供できる仕組みを構築すること。

#### 2 災害時における緊急的な事業実施に係る財政措置

- 被害を受けた公共交通が復旧するまでの間に、市町、交通事業者、県等が緊急的・特例的に実施する代替交通の確保などの交通対策や関連する事業について、迅速かつ柔軟に活用できる財政支援制度を創設すること。

【提案先省庁：国土交通省】

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

④ 通勤・通学手段の強靱化

## 7月豪雨災害の状況/広島県の取組

### 【平成30年7月豪雨災害時の被災状況】

- 県内全域のJR施設が甚大な被害を受け、各路線について長期の運行休止となった。呉線、福塩線については、平成30年12月末までに運転再開したものの、芸備線については、全線再開が令和元年秋以降の見込みとなっている。
- 災害時、広島～呉間においては、大規模な土砂崩れにより、JR呉線、広島呉道路、国道31号が全て寸断され、交通が途絶する状況が生じたことにより、通勤・通学対策が必要となった。

### 【平成30年7月豪雨災害時の取組状況】

- 検討・実施に向けた体制の構築  
交通事業者、道路管理者、県警、国等の関係機関と、各地域の通勤・通学手段を検討・実施する体制を構築
- 通勤・通学対策  
通勤・通学者が多く、輸送手段が途絶していた広島～呉間において、広島呉道路の通行止め区間を特例的に運行するバス(災害時BRT※)を実施  
※BRT(Bus Rapid Transit): 速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。バス専用自動車道など。
- 交通渋滞対策  
広島～呉間、呉～広間においては、バスの定時性・速達性向上に向け、関係機関と連携し、連続的に各種渋滞対策を実施  
・広島呉道路(坂北IC本線料金所)でのバス専用レーンの設置  
・国道31号でのバス専用レーンの設置 など
- 取組に対する経済効果の試算

#### 交通対策取組(広島～呉、呉～広間)の成果

主な対策	時間短縮効果	経済効果
災害時BRT	▲51分	530百万円
渋滞対策	▲68分	28百万円
合計	▲119分	558百万円

※時間短縮に係る直接的効果額(時間短縮効果×利用人数×広島県平均時間給)

### 【平成30年7月豪雨災害後の取組状況】

- 各関係機関がそれぞれの役割や業務に応じた災害対応の検証を進めるとともに、関係機関が構成員となっている「災害時交通マネジメント検討会」(中国地方整備局主宰)が、平成30年度末までに4回開催され、今後、関係機関が連携し迅速に対策を実施するための枠組みづくりの検討を進めている。

## 課題

### 【検討実施体制の構築】

- 7月豪雨災害におけるJR呉線沿線の通勤・通学手段の確保や渋滞対策については、県が主導し、関係機関と連携して取り組みを実施した。しかしながら広域化した生活圏における代替交通の確保については、関係機関が多岐に渡るため、中国地方整備局において設置された「災害時交通マネジメント検討会」が有効であり、引き続き、昨年の取組の検証を進め、今後の災害においても速やかに対応できる体制を構築することが必要。
- 災害時の代替交通や民間バス路線等について、周知が不十分な面もあったため、様々な交通手段を一元的に管理し、情報更新が遅延しないよう、運休、減便、運行再開等の情報を利用しやすく提供することが必要。

### 【緊急的な事業実施に係る財政措置】

- 道路や鉄道等の交通インフラの寸断が長期化する場合、地方自治体や交通事業者が実施する代替交通の運行経費が増大。  
・呉市の代替航路等の赤字補てん額 約210万円
- 発災直後から、緊急的・特例的な交通対策(災害時BRTなど)を迅速に実施するためには、道路規制等に係る警備や案内看板等の設置に係る経費が多額であり、柔軟に活用できる財源が必要。  
・災害時BRT対策経費 約3,500万円

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ⑤ 医療施設等の機能維持の総合対策

### 国への提案事項

- 国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備, 受水槽, 給水設備, 燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について, 各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう現状の補助率3分の1を嵩上げすること
- 特に, 膨大な容量が必要となる受水槽については, 設置スペースを敷地内で確保できない場合, 新たな土地の取得や賃借に係る費用など追加的な負担が発生してしまうため, これらに対する特段の財政措置を講じること
- 長期の断水に備えた水の定量的な確保(3日分)について, 災害拠点病院の指定要件に追加規定する場合は, 既存の災害拠点病院が直ちに指定を解除されないよう, 一定の経過措置を設けること

【提案先省庁: 厚生労働省】

## 施策の背景／国の対応状況

- 平成30年の7月豪雨や北海道胆振東部地震など、水、電気、交通、医療、通信など、住民の生活・生命を守る重要インフラに支障を来す事態となった。
- 国は、これらのインフラが、災害時に十分機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施(平成30年9月)。医療分野においては、長期の停電や断水に備えて、災害拠点病院の自家発電設備及び給水設備の整備状況が確認された。


	災害拠点病院	3日程度の診療維持に設備の増設が必要な病院	
		燃料タンクの増設	受水槽の増設等
全国	736	114	177
広島県	19	6	11

- これを踏まえ、災害拠点病院の設備強化に向けて国の平成30年度第2次補正予算で補助制度が創設。
  - ・燃料タンク 基準額 29,883千円(補助率1/3)  
補助上限額 9,961千円
  - ・受水槽等 基準額 64,800千円(補助率1/3)  
補助上限額 21,600千円
- その上で、災害拠点病院の指定要件に、自家発電用燃料の備蓄(3日分)に加え、水の確保についても定量的(3日分等)な要件を規定する方針を固めた。

## 1 創造的復興による新たな広島県づくり

- (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生
- ⑤ 医療施設等の機能維持の総合対策

### 課題

- 本県の災害拠点病院(19施設)は、非常用自家発電設備については、すべての施設で3日以上燃料備蓄又は燃料販売事業者との優先協定により、長期間の停電に対応可能である。
  - 一方、給水設備は、受水槽の容量が3日分なく、地下水の利用もない病院は、11施設と半数以上に上る。
- 
- これらの病院では、平成30年7月豪雨を経験して、水確保の重要性を十分に認識しているものの、現行の国庫補助制度は補助率が1/3で、病院負担が大きいため、整備が進まず、十分な支援制度となっていない。
  - このまま災害拠点病院の指定要件として、水の定量的な確保が追加で規定された場合、指定を解除せざるをえない病院が続出し、本県の災害医療体制の基盤が崩壊する恐れもある。

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (4) 新たな防災対策を支える人の創生 ① 住民の主体的な避難を促す取組の推進

### 国への提案事項

#### 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- 国として、災害時に、住民の避難行動につながる取組を強化すること。
- 国においても、警戒レベルの導入に伴う周知が、住民に浸透されるよう、更なる広報を図ること。
- 地方自治体による、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。
- 土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，国土交通省】



# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

(4) 新たな防災対策を支える人の創生

① 住民の主体的な避難を促す取組の推進

## 現状／県の取組状況

- 県民の避難行動の研究  
県民の避難行動とその理由などを調査し、防災や行動科学等の専門家による分析を実施。  
昨年10月からは、約500人の面接調査を実施し、その面接調査の結果の分析を踏まえ、4月からは、5,000人規模の郵送調査を実施。
- 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供  
国の避難ガイドラインの改正に伴い、県のガイドラインを早急に改正するとともに、市町のガイドライン改正の支援を実施  
気象庁及び市町が発令する防災情報を、5段階の警戒レベルを加えて提供することについて、市町、マスコミ、「みんなで減災」推進大使などと連携して周知徹底を図る。

(例) 従来の避難勧告

発令主体	改正前	改正後
市町	避難勧告	警戒レベル4 避難勧告

- 「基礎調査実施計画」に基づく基礎調査の完了等  
平成31年3月26日までに、土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了し、確実な避難につなげるため、ヤフー株式会社と連携し「防災マップ」を共同開発

## 課題

- 避難行動に関する調査をもとに、
  - ・ 意思決定と避難行動に影響を与えた要因、
  - ・ 期待避難コストと期待残留コストを逆転させる要素などについて、行動心理学や行動経済学などの専門家により、詳細に分析した上で、より効果の高い被害防止策の、1日も早い構築に取り組む必要がある。
- 市町村はハザードマップの配布その他必要な措置を講じなければならない(土砂災害防止法第8条第3項、水防法第15条第3項)ため、ハザードマップの更新など、住民の主体的な避難を促す地方自治体の施策に対する国の更なる財政措置が必要である。

## 令和元年度予算等の状況

- ◆ 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進（内閣府）  
R元予算額:62百万円(対前年度比31.9%)

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実 ① 消防防災ヘリコプターの運航体制の強化

### 国への提案事項

#### 消防防災ヘリコプターの安全性の確保

- 消防防災ヘリコプターの2人操縦体制による安全運航のため、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。
  
- 2人操縦体制の導入に要する経費について、十分な財政措置を行うこと。

【提案先省庁：消防庁，国土交通省】

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

(5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

① 消防防災ヘリコプターの運航体制の強化

## 現状／県の取組状況

- 広島県防災航空隊は、操縦士1名、整備士1名、救助隊員4名の6名体制を基本として運航  
救助隊員4名は市町消防の職員  
操縦士及び整備士は民間へ委託
- 運航受託企業(中日本航空株式会社)の操縦士は防災航空隊への常駐操縦士1名と、交代操縦士4名を登録
- 操縦業務等の分担やCRM(クルー・リソース・マネジメント) ※に必要となる実施マニュアルは整備していない。
- 消防庁は、H29年3月、H30年8月の防災ヘリコプターの相次ぐ墜落事故を受け、その安全性の確保のため、各自治体に対し、2人操縦体制及びCRMの計画的導入を求めている。

〈参考〉全国の消防防災ヘリコプターの運航体制等

●操縦体制		●運航体制	
2人体制	23団体	自主運航	19団体
1人体制	32団体	委託運航	34団体
		混合	2団体

## 課題

- 消防防災ヘリコプターは、全国55団体において76機が運用されているが、高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体で2人操縦体制確保が困難な状況である。さらに、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており、操縦士の養成・確保が喫緊かつ重要な課題となっている。
- 2人操縦体制を導入する場合、運航受託企業において、常駐操縦士が2名、交代操縦士が6名必要となり、消防防災ヘリコプターに充てられる操縦士が圧倒的に不足している。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について十分な財政措置がなされていない。

### 【必要経費】

1人操縦体制の場合 1. 1億円／年

2人操縦体制の場合 1. 5億円／年

※クルー・リソース・マネジメントとは

チームメンバーの力を結集して安全運航を達成するために、対人関係や協調性などを専門的技術として訓練で身につけさせ、チームの業務遂行能力を向上させること。

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実 ② 職員派遣に係る財政措置の充実

### 国への提案事項

#### 短期応援派遣経費に係る応援自治体の負担軽減について

- 大規模災害時の職員派遣に係る短期被災地応援経費について、応援自治体の負担を軽減させるため、現在、応援自治体側へ措置されている特別交付税を、被災自治体側に措置すること。

【提案先省庁：総務省】

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

- (5) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実
  - ② 職員派遣に係る財政措置の充実

## 現 状

- 平成30年7月豪雨災害では、総務省の被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会等の協定に基づき、短期応援として、212自治体から延べ人数7,128人日の職員が本県又は県内市町で活動された。
- 応援自治体に生じた短期応援経費については、応援自治体に対し、特別交付税が措置された。(経費の約8割)
- なお、災害救助法に基づく派遣や、地方自治法上の長期派遣等の長期応援経費は、被災自治体が負担

## 課 題

- 短期応援経費については、特別交付税が、被災自治体ではなく、応援自治体に措置されているが、経費の一部しか措置されていないため、応援自治体に約2割の財政負担が生じている。
- 応援自治体が負担した経費を求償する制度はあるが、今回の災害において、本県又は県内市町に対し、経費の負担を求めた自治体は、約3割にすぎなかった。(応援自治体212自治体中60自治体)
- 応援しやすい仕組みづくりのため、応援自治体の経費負担や事務負担を軽減させる必要がある。

### 短期応援の職員派遣状況 (各県の個別支援を除く。)

区 分	総務省	関西広域連合	中国地方知事会			合計
	全国知事会、 指定都市市長会等	大阪府、兵庫県、 和歌山県等	鳥取県	島根県	山口県	—
広島県	101人	337人	168人	81人	61人	748人
県内市町	4,984人	(独自支援を含む) 948人	32人	178人	238人	6,380人
合計	5,085人	1,285人	200人	259人	299人	7,128人

業務内容 : 連絡調整, 家屋被害認定調査, 避難所運営支援, 災害見舞金申請受付業務など

## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

#### 広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、さらなる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、『安心して預けられる受け皿の確保』『乳幼児期の教育・保育の質の向上』を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事項にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く押し進めていただきたい。

## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

#### 広島県の施策体系

#### 乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成

妊娠期

乳幼児教育期

初等中等教育期

高等教育  
・社会人

##### ●ひろしま版ニューボラ

妊娠・出産から子育て期まで、一貫した見守り体制の構築

##### ●「遊び学び育つひろしまっ子！」推進プラン

乳幼児期の教育・保育及び家庭教育の充実の取組を推進

##### ●乳幼児教育支援センター

推進プランに基づいた家庭教育や教育・保育施設への支援を展開する拠点を設置(H30. 4新設)

##### ●「学びの変革」の推進

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した教育を推進(広島叡智学園の設置)

##### ●確かな学力等を育む

自ら学ぶ意欲や力を育む教育の実施, 家庭の教育環境の改善, 学力に課題のある児童生徒へのきめの細かい指導など(学びのセーフティネット)

##### ●確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくり

安心して確かな学力等を身に付けられる成育環境の整備

##### ●高度で多様な産業人材育成

・県立大学にMBA設置  
・イノベーションリーダー養成塾  
・プロフェッショナル人材

貧困の世代間連鎖防止対策

人への投資に係る収益率

低年齢期での投資効果が大きい

人への投資の効果

年齢

## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

#### 国への提案事項

### 1 ひろしま版ネウボラ(＝妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制) 構築の推進

#### (1) 子育て世代包括支援センターの機能拡充

- センターの設置・運営に係る財政措置の更なる拡充を図るとともに、妊産婦や子育て家庭の利用促進を図るサービスの充実や周知広報を国レベルで実施すること。  
(手厚い人的配置に係る経費, 住民の基本情報と妊娠期から子育て期までの情報を一元管理できるネットワークシステムの整備や運営に係る経費 等)

#### (2) 人材の確保及び資質向上

- 妊婦や子育て家庭に寄り添い、信頼関係を構築し、必要に応じて適切な支援につなげるための人材を継続的に確保するため、専門職以外も対象とした国レベルの育成カリキュラムを作成すること。
- 個々人の経験等により支援に差が出ないように、支援技術の標準化を図るための施策を実施すること。

### 2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

#### (1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 無償化によるニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、まずは平均給与が女性の全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。



## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

#### 国への提案事項

- (2) 地域の実情に応じた保育サービスの充実のための交付金の創設
  - 県や各地域の保育ニーズの実情に応じて、柔軟かつきめ細かな施策を機動的に実施するための新たな交付金を創設すること。
- (3) 児童・生徒と向き合う時間の確保
  - 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等を充実すること。

### 3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力等に応じた適切な支援を切れ目なく行うためには、小学校低学年からの学習のつまづきを把握するための学力調査など、学校における学習環境整備とともに、家庭の教育環境の改善、地域の教育環境等の整備に対する支援の拡充も併せて検討すること。

### 4 教育の無償化に係る財政措置

- 令和2年度以降の教育の無償化に係る地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で必要な財源を確実に確保するとともに、各地方公共団体の地方交付税に明確に算入されていることが分かるような措置を講じること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

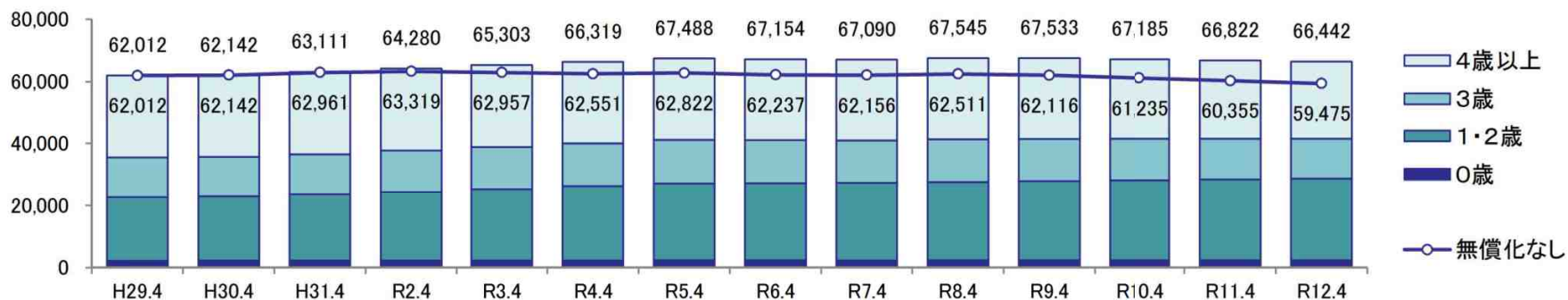
#### 幼児教育・保育の無償化の影響

これまで広島県では、深刻な保育士不足の解消のため、全国に先駆けて保育士人材バンクを設置し、保育士確保に取り組むとともに、保育の質を確保するため、保育士等キャリアアップ研修や保育所の見える化に取り組んでいるところである。

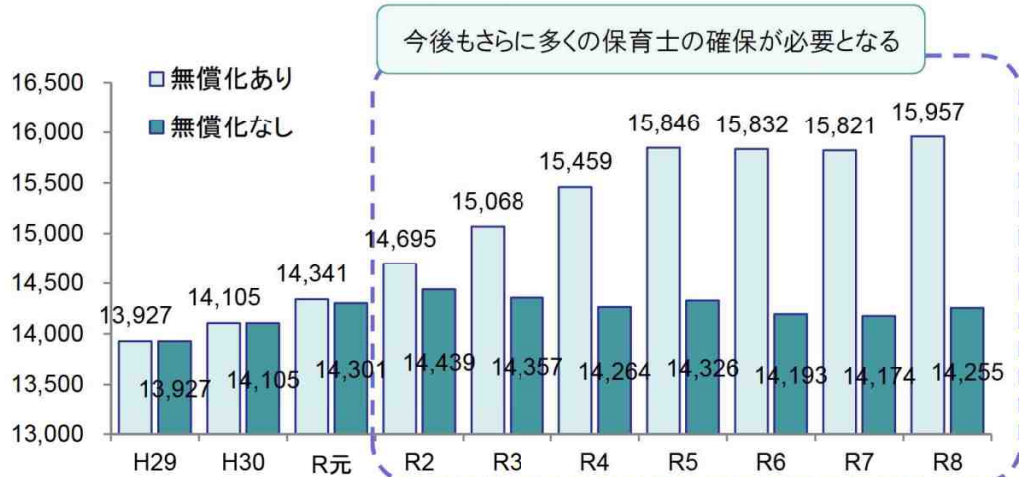
しかし、幼児教育・保育の無償化が実現すると、更なる保育ニーズの拡大を引き起こし、待機児童問題に拍車をかけるとともに、供給拡大のため、保育の質の低下をもたらしかねない。

< 保育所等の入所児童数の無償化実施後の推計 >

保育所等の入所児童数は令和5年度～9年度がピークとなり、5千人程度の増加となる見込み



< 無償化実施後の必要保育士数の推計 >



今後もさらに多くの保育士の確保が必要となる

#### 課題

- 無償化の影響により、1・2歳児を中心に保育施設への入所児童数は現在より5千人程度増加する。
- 多くの保育士が必要な1・2歳児の入所児童数が増えるため、必要な就業保育士数も現在より3千人程度増加する。
- こうした状況を踏まえて、県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

#### 広島県の取組

- 本県では、すべての子育て家庭を対象に、「子育ての安心感の醸成」「課題やリスクの確実な把握と早期支援」を目指し、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 「ひろしま版ネウボラ」の特徴
  - ・ 身近な地域への拠点整備(日常生活圏域毎)
  - ・ 職員の手厚い配置  
(拠点毎に母子保健と子育て支援の専門職のセット配置・出生数50人に1人の割合で配置)
  - ・ 定期面談による全数把握  
(妊娠期～0歳期に重点的に実施。3歳までに7回程度。)
  - ・ 専門職による丁寧な面談実施
  - ・ 子育て家庭が必ず来所する医療機関等、地域の関係機関との連携体制の構築
  - ・ 自発的な来所の促進
- 県内6市町においてモデル的に実施し、効果や課題を整理した上で、全県展開を目指す。
- また、「ひろしま版ネウボラ」の構築に必要なとされる人材の確保、育成のための体系的なカリキュラム作成や研修等を実施する。

(従来のカリキュラム)

(今後のカリキュラム案)

対象者	取組内容	対象者	取組内容	項目		
				相談	知識	その他
有資格者	現任 ネウボラ相談員研修 (目的) 更なる資質の向上	有資格者	熟練 相談員研修 ネウボラ	熟練講座	段階に応じた到達目標を設定	ラダー教育方式
	中堅		中堅講座			
初任	初任講座					
無資格者	育成研修 (育成モデル検討)					
有資格者	離職 ネウボラセミナー					

～現状の成果等～

- 定期面談による把握率上昇  
(9割以上。新設時期7割、昨年度より上昇。)
- 自発的な来所、相談件数が増加  
(昨年度の3～4割増)
- 産後うつや経済的課題等のリスクを抱える家庭の把握件数が増加(昨年度の1.1～1.5倍)
- 土日開所により父親の来所数増加 等
- 県庁内のEBPM所管課と連携し、利用者の面談実績や記名式アンケート結果をパネルデータ化。データの蓄積に伴い、今後縦断的な分析を実施予定。

#### 課題

- 「ひろしま版ネウボラ」の拠点を、子育て家庭が必ず来所(頻繁に来所)する場にするための効果的かつ実効性のある取組が不十分である。
- すべての子育て家庭において、リスクを早期にもれなく発見するために、把握した情報を継続的に蓄積、管理し、関係機関と共有するための統一的なシステムがない。
- すべての子育て家庭と、頻繁に、丁寧な面談を実施し、必要に応じて適切な支援に繋げる役割を担う専門職が不足している。
- 自治体ごとの体制や専門職の知識経験の違いにより、リスク発見や支援に差が生じている。

## 2 地方創生の推進

### (1) 人づくり革命の推進

#### ○ 幼稚園教員の処遇改善

##### 《現状》

- ☛平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等の処遇改善は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- ☛一方、新制度に移行していない幼稚園(約6割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、各県が自由に制度設計し、スキーム(補助率, 上限, 事業者負担)がバラバラになっている。
- ☛本県においても、平成30年度から、国の支援制度を活用し、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

＜施設型給付との比較＞		
区分	施設型給付	私学助成の幼稚園
制度	法定の給付	補助
財政措置等	全額公費負担(国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)	・国は都道府県補助額の1/2以内を補助
補助要件等	①+② ①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能, 経験等に応じた追加加算(最大月額約4万円)	次の要件以外は各都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任の教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと

##### 《課題》

- ☛私学助成の処遇改善事業についても、国の責任で、保育士等と整合を図るスキームを構築する必要がある。
- ☛また、事業の実施は、国の予算の範囲内で実施され、財源が不足する可能性がある。



## 2 地方創生の推進

### (2) 「学びの変革」の推進

#### 国への提案事項

#### 1 広島叡智学園への支援

##### (1) 専門人材の確保に関する支援

グローバル人材の育成や全寮制教育などに必要な教職員人件費への財政措置  
(加配措置等の実施)

##### (2) 多様な外国人留学生の受入れに関する支援

留学経費(長期休業期間中の一時帰国費等)軽減に向けた支援

#### 2 学校におけるICT環境整備への支援

ICT環境整備の着実な推進に向けた地方交付税措置の拡充及び交付金の新設

【提案先省庁: 文部科学省, 外務省】

## 2 地方創生の推進 (2) 「学びの変革」の推進

### 現状／広島県の実践

#### 広島叡智学園の開校

- 広島県では、「知識を活用し、他者と協働して新たな価値を生み出せるか」を重視する「学びの変革」を国公立の枠を超えて推進中。
- この「学びの変革」を先導的に実践する広島叡智学園を、県立の併設型中高一貫教育校として平成31年4月に開校。
- この学校を核として、県内すべての学校の「学びの変革」を進めるとともに、県全体の多様性を高めることにより、様々な分野におけるイノベーションを生み出し、これにより、地方創生の実現を目指す。



#### 授業におけるICTの活用

- 児童生徒の主体的な学びを促す「課題発見・解決学習」を平成30年4月から全県展開中。
- 「課題発見・解決学習」において、ICTを効果的に活用することにより、これからの変化の激しい社会を生き抜くことのできる資質・能力を育成。

## 2 地方創生の推進

### (2) 「学びの変革」の推進

#### ① 広島観智学園への支援 (文部科学省, 外務省)

##### 現状／広島県の取組

###### 専門人材の確保

- この学校では、国際協働型プロジェクト学習など、国が目指す教育改革の方向性を、他県に先駆けて実践することとしている。
- この実現に向けては、指導力・語学力はもとより、様々な分野における高度な資質・能力を持った教職員を確保することが必要不可欠である。
- このため、外部団体主催のワークショップ等への参加を始め、内部での人材育成を進めるとともに、外部からの人材確保にも努めているところである。

###### 多様な外国人留学生の受入れ

- この学校は、「多様性」をメインコンセプトに掲げ、今後、海外からの留学生を多く受け入れることとしている。
- これに向け、既に本県では、以下のように海外とのネットワーク拡大に努めてきたところ。
  - ・海外の9つの自治体等と教育協定を締結
  - ・OECD, Asia Society等と連携したプロジェクトの開催
- なお、「多様な他者と協働し、新たな価値を創造できる人材」の育成は我が国の課題であり、全国のモデルとなるべく、他県に先駆けてこれに取り組むものである。

##### 現状／課題

###### 専門人材の確保

- 既に本県では、左記のような取組を進め、人材の育成・確保に努めているところだが、とりわけ、グローバル人材の育成に係るコーディネーターを始めとした質の高い外国人講師等の確保を一層進める必要がある。
- この学校では、全寮制教育への対応やグローバル人材の育成に向けた少人数指導、海外留学生に対するきめ細かいフォローなどのため、通常の学校と比べて、多数の教職員が必要となるが、この点に関する加配措置が無い。

###### 多様な外国人留学生の受入れ

- 様々なバックグラウンドを持つ多様な外国人留学生を確保するため、長期休業期間中の一時帰国費など、経済的負担の軽減が必要
- 高等教育段階では、国費外国人留学生制度で渡航旅費が支給されるが、外国人高校生の複数年に渡る受け入れについては同様の制度がない。



## 2 地方創生の推進 (2) 「学びの変革」の推進

### ② 学校におけるICT環境整備への支援 (文部科学省)

#### 現状／国の対応状況

- 文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を策定している。
- この計画では、
  - ・ 教育用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
  - ・ 超高速インターネット及び無線LANを100%整備などの目標が掲げられている。
- このために必要な経費について、2018～2022年度まで、単年度1,805億円の地方財政措置を講ずることとされているものの、ほぼ全ての都道府県が上記目標を達成できていない。
  - ・ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 全国平均 5.6人／台
  - ・ 普通教室の無線LAN整備率 全国平均 34.5%(学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成30年3月現在))

#### 現状／課題

- 本県では、これまで耐震化対策を重点的に進めてきたこともあり、全国と比較して、ICT環境整備は大きく遅れている状況にある。
  - ・ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 6.8人／台(全国42位)
  - ・ 普通教室の無線LAN整備率 14.8%(全国43位)
- 新学習指導要領の実施に向け、環境整備を着実に進めるためには、ICT活用の教育効果を客観的に示すとともに、必要な財源を確保する必要がある。

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

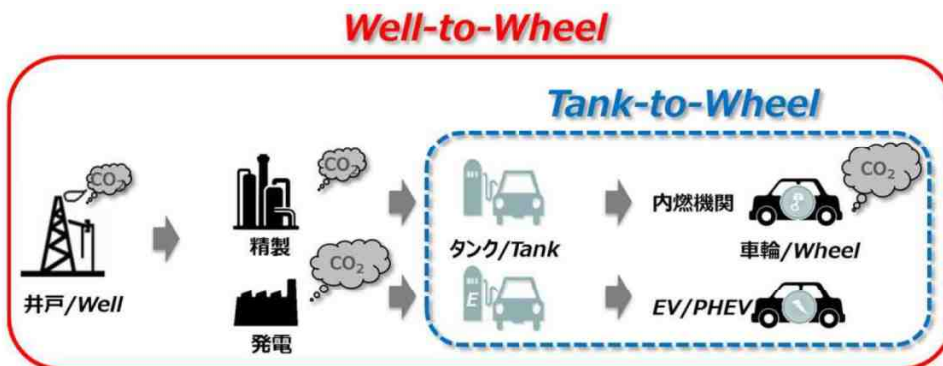
#### 国への提案事項

#### 1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に地球温暖化対策、エネルギーセキュリティの観点から、第5次エネルギー基本計画に記載のあるとおり、他の再生可能エネルギーと同様に、藻類由来のバイオディーゼル燃料等についても、早期にロードマップを作成し、導入に向けた検討を進めること。  
(長期的には生産性ポテンシャルの高い微細藻類バイオ燃料に大きな可能性がある。)

#### 2 車体課税の見直しについて

- 消費税引き上げ時前後の駆け込み需要と反動減の状況を注視し、必要な措置を講じること。
- 車体課税について、Well-to-Wheel評価を基準とするとともに、燃費基準を早期に国内基準(JC08)から国際基準(WLTC)へ切り替えること。



【提案先省庁：経済産業省，国土交通省】

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化

#### ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

### 現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関を高度化するとともに燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が重要である。

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化

#### ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

### 国の取組状況等

#### 【自動車新時代戦略会議 中間整理】

＜Well-to-Wheelの視点の重要性＞

自動車からのCO<sub>2</sub>排出量は、“Well-to-Wheel”の視点で、ガソリンや電気等を製造する過程まで含めて評価することが重要である。特に、発電段階での化石燃料への依存度は、各国の置かれた状況によって大きく異なり、新興国を中心に引き続き高いが、このゼロエミッション化の努力とセットでなければ、電動車のポテンシャルも十分に発揮できない。“Well-to-Wheel”でのゼロエミッションが、究極的には日本を含め世界が目指すべき方向である。

#### 【国のエネルギー施策】

＜第5次エネルギー基本計画＞

(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。

＜カーボンリサイクル室の設置＞

資源エネルギー庁は、CO<sub>2</sub>の分離・回収や、それに関する技術のイノベーションを促進するため、2019年2月に「カーボンリサイクル室(室長は資源・燃料部長が兼務)」を設置。カーボンリサイクル室において、微細藻類由来のバイオ燃料実用化についても検討される見込み。

#### 【H31与党税制改正大綱】

- ✓ 自動車税の税率引下げ(約1,320億円の恒久減税)  
2019年10月以降に購入された新車から、排気量に応じ、1,000～4,500円/年を恒久的に引下げる。
- ✓ 環境性能割の臨時的軽減(消費税率引上げに係る需要平準化対策)  
2019年10月からの1年間に購入された自動車・軽自動車について、税率1%分を軽減する。
- ✓ エコカー減税・グリーン化特例の延長・見直し  
エコカー減税は、軽減率の見直し等を行った上で、2年間延長する。  
グリーン化特例は、2年間現行措置を継続し、2021年度からは電気自動車等に重点化する。

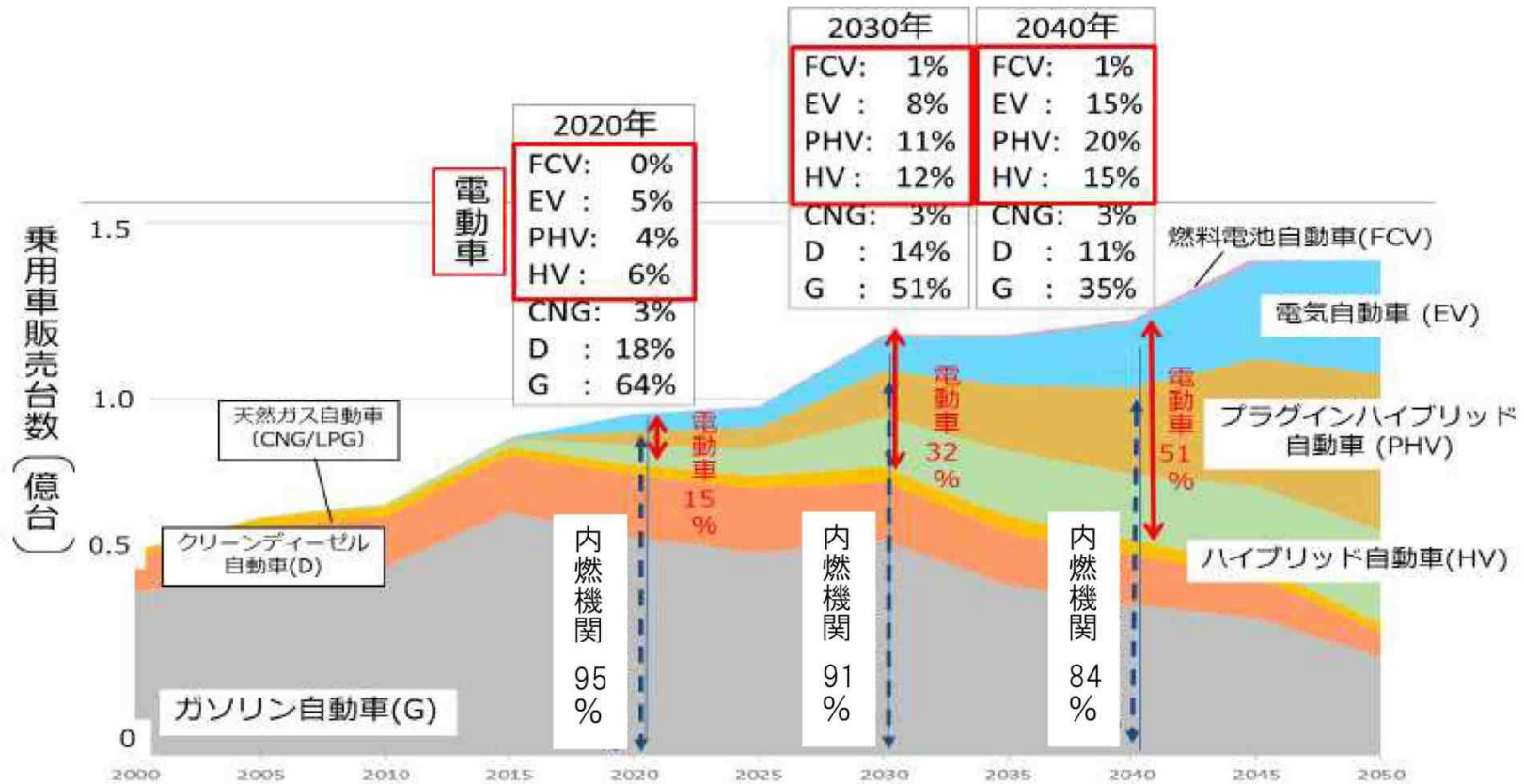
## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化

#### ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

### 種類別販売台数(世界)の将来予測

中長期的にも、内燃機関の利用割合は大半を占める。



出典:国際エネルギー機関(IEA)「ETP(Energy Technology Perspectives) 2017」に基づき経済産業省作成

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ②日本版DMOの推進

#### 国への提案事項

「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」においても、条例による特定財源(宿泊税, 入湯税等)など, 安定的な財源の必要性について言及されているものの, 特に活動エリアが県域をまたがる場合には, 複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため,

#### 1 広域連携DMOが, 将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう, 法的枠組みを整備すること

具体的には, 複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている, BID制度を活用したTID制度を参考に, 地域再生エリアマネジメント負担金制度において, 次の点を踏まえて制度改革を行うこと

- (1) 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定, 受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について, 活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には, 地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- (2) 日本版DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう, 更新手続きを規定

#### 2 国際観光旅客税について, 法の趣旨に鑑み, 観光地経営を実際に行っている日本版DMOを含む地方の観光振興施策の財源に充当されるよう, 税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

【提案先省庁:内閣府, 観光庁】

## 2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

### 現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、日本版DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。

※1: 日本版DMO:124法人, 日本版DMO候補法人:114法人が登録を受けている。(2019年3月29日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延宿泊者数が増加。

◆ 広域連携DMOが事業に取り組むエリアの外国人延宿泊客数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延宿泊客数(人)		伸び率(%)
		2015年	2018年	2018年/2015年
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	3,820,390	146.8%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	245,720	167.9%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	88,589,500	135.0%

(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」2018年の数値は速報値)

- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置。  
①DMO全般の底上げに向けた改善の方向性②世界水準のDMOに関する2019年度の具体的検討の方向性について、中間とりまとめを公表(2019年3月)。

DMOの財源についても言及されているが、広域連携DMOの実情を考慮したものではないことから(※2)、エリアマネジメント負担金制度の広域での運用等、別途の検討が必要。

また、「国際観光旅客税」の活用も言及されているが、現状においてはDMOにおける人材確保・育成等の側面支援に留まっている(※3)。

※2:とりまとめでは、「国が一律の方針を示すのではなく、地域の実情を踏まえ、条例による特定財源(宿泊税、入湯税等)の確保を目指すことが望ましい」等と言及されているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。

※3:とりまとめでは、「DMOにおける人材確保・育成を支援するため、国際観光旅客税の活用も視野に入れつつ、人材育成プログラムの創設、人材採用バンクの活用等を検討すべき」と言及。

## 2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

### 関係法令の施行

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設。

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

- ※ 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度<sup>(※4)</sup>の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収<sup>(※5)</sup>を開始。

※5: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

国における「地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革」に対し、国際観光旅客税の税収が充当され、DMOの体制及びDMOと連携したコンテンツ造成の取組に対して、国が支援を実施。



## 2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

### 課題

#### 1 日本版DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 日本版DMOには法的位置付けがなく、行政との役割分担も明確にされていないことから、観光地経営を行う権限がない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。  
特に、国の財源支援措置が時限的(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6: 2021年以降未定)
- ③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

#### 2 日本版DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする日本版DMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ③ サイクルツーリズムの推進

#### 国への提案事項

世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進による観光振興や沿線地域の活性化に向け、

- 1 しまなみ海道サイクリングロードのナショナルサイクルルート(仮称)への指定及び国内外への戦略的なPR
- 2 サイクリング環境整備のためのハード・ソフト対策に係る財政措置等

国際サイクリング大会による  
サイクルツーリズムの推進



7,215人が疾走  
[海外26の国、地域から]  
701人が参加

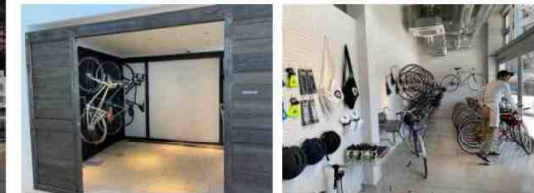
サイクリングしまなみ2018(H30.10.28)

写真:(c)サイクリングしまなみ2018実行委員会



JR尾道駅新駅舎オープン(H31.3.10)

新尾道駅オープンで  
サイクリング環境の魅力が向上



駅内の宿泊施設とレンタサイクル貸出店舗



サイクルトレイン「ラ・マル・しまなみ」の運行  
(岡山～尾道)



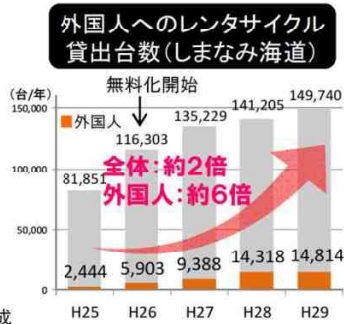
手ぶら当日便サービス



【提案先省庁:財務省, 国土交通省】

## 現状

- 国では自転車活用推進法による自転車を活用した施策を推進。広島県版はH31年3月策定
- 令和2年の訪日外国人観光客4,000万人を目標とする中、増加する訪日外国人観光客はゴールデンルートに集中
- ニューヨークタイムズで「2019年に行くべきデネテーション(52エリア)」で「瀬戸内の島々(Setouchi Islands)」が日本で唯一第7位に選出
- しまなみ海道サイクリングロード等では、サイクルツーリズムによる観光地域づくりを推進。官民一体でサイクリストの利便性向上に取り組み国内外からのサイクリング客が着実に増加



## 課題

- ゴールデンルートに集中するインバウンド効果の地方への拡大
- サイクルツーリズムを推進し、世界に誇るサイクリング環境を創出するため、ハード・ソフト両面での受け入れ環境の整備が必要

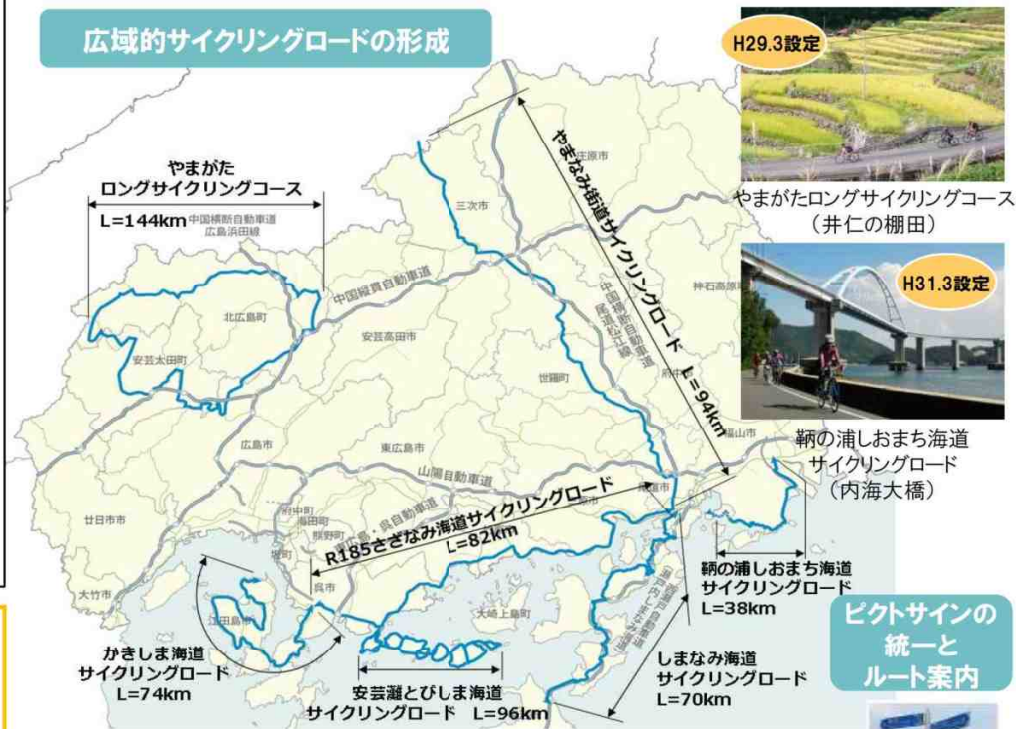
### 【官民一体で取り組んでいきたい内容】

- 広域的サイクリングロードの形成による広域観光周遊の促進
- 国際サイクリング大会の開催等を通じたサイクルツーリズムの国内外への情報発信
- 自転車専用レーン等の設置等、安全で快適な走行環境の確保
- ピクトサインの統一などわかりやすいルート案内
- サイクリスト向け休憩施設の充実やスポーツ型電動アシスト自転車(e-bike)の普及等による安心して快適なサイクリング環境の提供
- アクセシビリティ向上のための、サイクルバス、サイクルトレイン、サイクルシップの充実及びPR

## 2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- ③ サイクルツーリズムの推進

### 広域的サイクリングロードの形成



国際サイクリング大会による国内外への情報発信



サイクリングしまなみ2018  
写真: (c)サイクリングしまなみ2018実行委員会

サイクリスト向け休憩施設の充実



ひろしまサイクルおもてなしスポット制度



アクセシビリティの向上



H30.10.28 就航

サイクルシップ・ラズリ(尾道～瀬戸田)

## 2 地方創生の推進

### (3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

#### 国への提案事項

生産性の高い優良農地を集積・整備することにより、意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業が実現されるよう、次の措置を講じること。

#### 経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培が可能となる、まとまりのある優良農地が集積できるよう、**農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保**すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ迅速に年度当初から進められるよう、**予算の確保**に努めること。

《低利用農地を整備し大規模な野菜生産に活用》



《遊休水田を客土により再生し担い手がレモンを生産》



【提案先省庁：財務省，農林水産省】

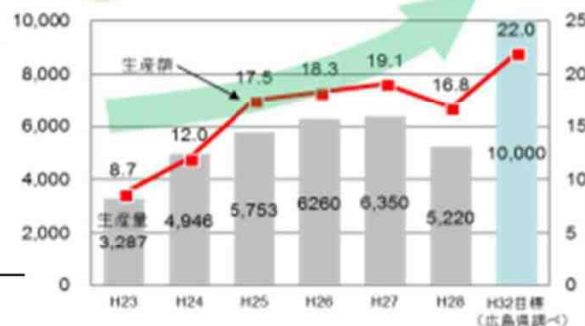
## 広島県の取組

重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指す。

キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として**大規模農業団地の整備と水田の畑地化**に取り組んでいる。



広島県内のレモン生産量の推移と目標



レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、

**機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備**を進め、生産拡大を図っている。

## 2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 農業の競争力強化

### 課題/目標

大規模農業団地の整備や水田の畑地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

	H25(実績)	H29(実績)	R2(計画)
(キャベツ)	2.2億円	4.2億円	16.0億円
(レモン)	17.5億円	16.7億円	22.0億円

一方で、販売額目標の達成に向けては、

- ・排水対策が不十分であるため単収が低位にある
  - ・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくい
- などの課題があることから、生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要である。



《水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水，明渠）》



《樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上》

## 3 東京一極集中の是正

### (1) 地方分権改革の一層の推進

#### 国への提案事項

#### 1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
  - ・ 地方は、創意工夫しながら自らの発想で独自の施策を講じ、
  - 国は、目まぐるしく変化する国際情勢や経済環境に集中的に対応できるよう、
  - 国と地方の役割を抜本的に見直し、地方に権限や財源を移譲すること。
- 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応
  - ・ 地方分権改革をはじめ様々な政策分野における課題や今後の取組を協議するため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
  - ・ 義務付け・枠付けの廃止等見直しを進めるとともに、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」を確立すること。また、計画の策定など、国が地方に実質的に義務付けている事務については、確実に財政措置を行うこと。
  - ・ 提案募集方式について、税財源に関することや、国が直接執行する事業の運用改善も提案対象に含めるなど、制度を充実すること。

#### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 地方分権型の道州制の実現に向けて、道州制の理念や姿、政府に道州制の制度設計等を本格的に議論するための「道州制国民会議」を設置することなどを規定する法律案を国会に提出し、成立を図ること。

【提案先省庁：内閣府】

### 3 東京一極集中の是正

#### (1) 地方分権改革の一層の推進

## 現 状／課 題

### 1 地方分権改革の一層の推進

#### ○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 地方の集合体が国であり、地方の活力が日本の活力を生むことから、地方自らが国の関与を受けることなく、自らの判断で施策を実施できるようにする必要がある。

このため、現行の都道府県制の下においても、自治立法権、課税自主権を含めた地方の権限・財源を拡大・強化する必要がある。

#### ○ 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応

- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは、依然として多用されているほか、新たな義務付けが行われるなど、地方の自由度が高まっていない。
- ・ 提案募集の対象は、権限移譲又は義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和に限定されているため、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

### 2 地方分権型道州制の実現

- ・ 東京一極集中などの構造的な課題を克服し、国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」を実現することが必要である。
- ・ しかしながら、自由民主党道州制推進本部による道州制推進基本法案の平成26年通常国会への提出が見送られて以降、平成29年衆議院議員総選挙の自由民主党などの政権公約に道州制導入に向け進めていくことが掲げられたものの、現在、具体的な動きは見られない。

### 3 東京一極集中の是正

#### (2) 企業等の地方移転の促進

##### 国への提案事項

国において企業の地方拠点強化に向けた目標（2020年までの5年間で7500件増加）を掲げているが、国の優遇制度を活用した企業の東京圏から地方への移転は全国で25件（平成31年1月末時点）と進んでいないため、東京一極集中の是正に向け、より効果的な施策を進めること

##### 1 移転促進に向けたKPI（重要業績評価指標）の設定

- 地方拠点強化に係るKPIだけでなく、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転について、KPIを設定すること

##### 2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金（仮称）制度を創設すること
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること

【提案先省庁：内閣府，厚生労働省】



### 3 東京一極集中の是正 (2)企業等の地方移転の促進

#### 現 状

- 人・モノの東京への過度の集中
  - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在
  - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
  - ・ 間接部門を主とする本社機能の社員数は減少傾向であるが, 制度は法人全体の雇用増を求めている
  - ・ 地方移転による固定経費削減もメリットだが, 収益の少ない企業にとって, 現行の減税策はインセンティブとなっていない

#### 課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり, 国が自ら率先し, 企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的なKPIを掲げ, 成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ, より多くの企業が地方への移転を行うため, 現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

#### 国の取組状況等

- 【企業の地方拠点機能強化に係るKPI】 ⇒ ① 地方拠点強化件数:2020年までの5年間で7,500件増加  
② 地方拠点における雇用者数:4万人増加

#### 【地方拠点強化税制】

##### 平成31年度税制改正

- ・ 税制改正なし

##### 平成30年度税制改正内容

##### ①制度全体の拡充(主なもの)

- ・ 単年度における雇用者数に係る要件緩和 5人(中小2人)以上増加〔法人全体〕⇒ 2人以上増加〔地方拠点〕  
※ただし, 雇用促進税制の適用に係る上限人数は, 法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 支援対象施設の拡充 本社機能(事務所, 研究所, 研修所)のみ ⇒ 工場内にある一定の研究開発施設等

##### ②移転型事業の拡充(主なもの)

- ・ 対象区域の拡大 道府県内の一部に限定 ⇒ 対象区域の限定を廃止

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (1) 外国人材の受入・共生

#### 国への提案事項

#### 1 「特定技能」制度の円滑な運用と外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること
  - ・ 県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた受入分野の追加
  - ・ 出入国在留管理庁における、情報提供と相談対応の一元化
  - ・ 地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者においても、外国人材が能力と生産性を発揮できる環境が整備できるよう、必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)を講じること

例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修  
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

## 国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること
  - ・外国人材(技能実習等を含む)の県内の就労状況に関する詳細な情報
    - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)
    - // の事業所規模
    - // の国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
  - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

## 2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること
  - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(交付基準の緩和, 限度額の引上げ等)
  - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(補助率の引上げ等)
  
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること
  - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
  - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
  - ・災害時の多言語情報の提供

【提案先省庁：総務省，法務省，出入国在留管理庁，文化庁】

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (1) 外国人材の受入・共生

#### 現状／広島県の取組

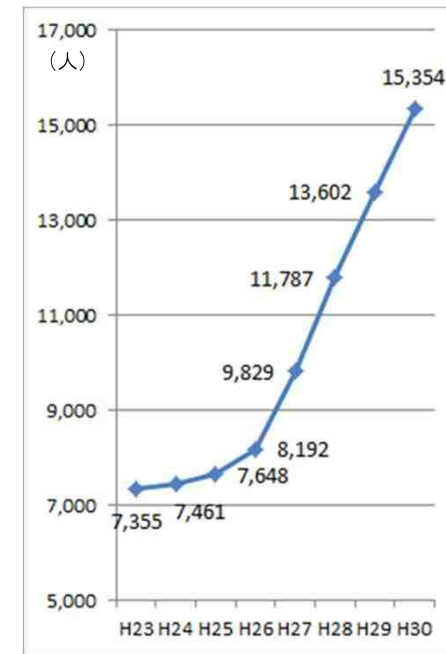
○ 県内では、中小企業を中心に、あらゆる業種で厳しい人手不足に直面しており、技能実習生など外国人労働者は増加の一途をたどっている。

- ・有効求人倍率(H30平均)は、2.05倍(全国3位)
- ・外国人雇用事業所の6割は規模30人未満の事業所であり、100人未満の事業所を含めると8割に達する。
- ・県内の外国人労働者のうち、技能実習生が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍(15,354人、全国3位(H30))に達している。

広島県内の外国人労働者雇用事業所の状況 単位:事業所数・人・%

事業所規模	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比	一事業所あたりの外国人労働者数
30人未満	2,640	60.2%	10,274	32.3%	3.9
30~99人	907	20.7%	6,648	20.9%	7.3
100~499人	547	12.5%	8,085	25.4%	14.8
500人以上	144	3.3%	6,406	20.1%	44.5
不明	149	3.4%	438	1.4%	2.9
計	4,387	100.0%	31,851	100.0%	7.3

広島県内の技能実習生数



○外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営

(交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)

(交付対象)都道府県、政令指定都市及び外国人が集住する市町村(外国人住民が1万人以上又は外国人住民が5千人以上で住民に占める割合が2.0%以上)

※県内市町の状況:広島市→○(県との共同設置は対象外のため広島市も単独設置)

福山市8,891人(1.9%)→×, 東広島市6,896人(3.5%)→○

(補助率, 限度額)整備…10分の10, 1,000万円 運営…2分の1, 1,000万円

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (1) 外国人材の受入・共生

- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)  
(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)  
(交付対象)都道府県, 政令指定都市など  
(補助率, 補助額)2分の1, 1,900万円程度を想定

- 生活環境に関する外国人調査結果(平成31年2月広島県実施)  
日常生活で困っていること
  - ①日本語ができない
  - ②災害時に情報が分からない
  - ③病院に行くときに通訳が見つからない など

### 課題

- 人手不足分野に対応した受入分野の柔軟な追加  
今回の就労可能な14分野には, 人材需要の高い小売業, 運輸業やサービス業の多くは含まれておらず, 引き続き各業界における受入ニーズを把握する必要がある。
- 企業において外国人材が高い生産性を発揮できる環境の整備  
受入企業は中小企業・小規模事業者が中心となると想定されるため, 外国人材が貴重な戦力として活躍するには, 企業単独で解決できない課題について行政の支援が期待される可能性が高い。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備  
外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として, 行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化, 母語で相談を受けられる窓口の整備, 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。  
また, 外国人に対して, 地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (2) 医療提供体制の確保

#### 国への提案事項

#### 1 公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の地方交付税措置の期間の延長

- 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について、令和3年度以降も期間の延長を図ること。
- 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が統合により1以上減となっていること」及び「経営主体も統合されていること」の要件を緩和すること。

#### 2 医師の地域・診療科偏在解消に向けた新たな制度設計

- 医師の裁量や経済原則に依存する現行制度を前提とした対策では、地域的な偏在や診療科における偏在は解消されないため、中山間地域など医師が少ない地域での勤務にインセンティブが働くような制度設計を行うこと。
- 新たな専門医制度においては、診療領域ごとの専攻医の募集定員の設定など、産科・小児科といった医師不足が深刻な診療科においても一定数の医師が安定的に確保できる制度を創設すること。
- 医学部を有する大学が自発的に偏在解消に取り組むよう、大学の運営に関するインセンティブあるいはペナルティ制度を導入すること。

【提案先省庁：総務省，文部科学省，厚生労働省】

## 4 安心・安全な暮らしづくり (2) 医療提供体制の確保

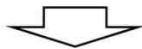
### 現行制度

〔病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件〕

○令和2年度までに行われるものであること

#### ①複数病院の統合の場合

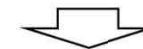
- ・ 関係する複数病院が、統合により1以上減となる  
ことが原則。
- ・ 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

#### ②相互の医療機能の再編の場合

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し  
を伴うことが必要
- ・ 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象



元利償還金の40%を地方交付税措置(通常は25%)

### 課題

- 公立病院の再編・ネットワーク化には、関係者の調整や施設整備などに長期の期間を要するところ、現行、対象が令和2年度までに行われるものとなっており、現在検討中又は今後検討するケースについて間に合わない可能性がある。
- 設置主体の異なる病院間のガバナンスの構築は非常に困難を伴う中、現行制度の要件は非常にハードルが高い。

## 4 安心・安全な暮らしづくり (2) 医療提供体制の確保

### 現状／広島県の取組

#### ○ 本県の地域偏在の概況

平成 28 年	医療施設従事 医師数	人口 10 万対
広島県	7,224 (+79)	254.6 (+2.4)
過疎市町	457 (-7)	190.5 (+1.8)
その他市町	6,767 (+86)	260.4 (+2.2)

※厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から広島県作成  
※( )は、平成 26 年からの増減



#### ○ 本県の産科・小児科医師数は不足感が強く、特に病院勤務医については、低位に位置している。

(H28年 医師・歯科医師・薬剤師調査結果)

区分	産科・産婦人科			小児科			
	医師数	人口10 万人対	全国 順位	医師数	人口10 万人対	全国 順位	
医療施設 設計	全国	11,349	43.6	—	16,937	107.3	—
	広島県	244	43.1	28	365	98.1	31
病院	全国	7,050	27.1	—	10,355	65.6	—
	広島県	144	25.4	32	198	53.2	41
診療所	全国	4,299	16.5	—	6,582	41.7	—
	広島県	100	17.7	15	167	44.9	15

#### ○ 令和元年度には、広大ふるさと枠など地域枠医師 34名が県内で勤務(うち過疎地域勤務は17名, 産科医は3名, 小児科医師は1名)

### 課題

- 平成30年7月の医療法改正により、令和元年度中に策定することとなる医師確保計画が、実効性のある医師偏在対策となり得るのか懸念されるため、現在の偏在の状況を生み出した現行制度の抜本的な見直しを図る必要がある。

また、都道府県知事は、医師確保に関する必要な協力を大学に要請し、大学は要請に対して協力するよう努めることとされているが、当該制度が実効性を伴うものとなるよう、大学の協力を誘導する仕組みを新たに設ける必要がある。

- 開業や診療科の選択が個人の裁量に委ねられている現行制度下にあっては、医師の地域・診療科偏在の根本的な解消は望めない。





## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (3) がん対策の推進

#### 国への提案事項

##### 1 がん検診の実施主体の法的明確化について

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。
- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

##### 2 受動喫煙防止対策の強化に伴う保健所の体制強化について

- 受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の全面施行(R2. 4月)により、飲食店等の施設管理者に対する規制が強化されるため、
  - ・ 保健所の指導的業務に関するガイドラインの作成や、人員増のための地方交付税措置を行うこと。
  - ・ 国の責任において、国民や関係団体への周知を十分に行い、円滑な施行に努めること。

【提案先省庁：厚生労働省】

## 4 安心・安全な暮らしづくり (3) がん対策の推進

### 広島県の実施



・がん検診受診率向上  
キャンペーンの実施



・広島県がん対策推進  
条例に基づく受動喫  
煙防止対策の実施

### 現状

・がん検診受診率の低迷  
(H28国民生活基礎調査での受診率)

胃	肺	大腸	子宮頸	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%

全て50%未満

・飲食店における禁煙・分煙  
対策の実施率が低い

【禁煙・分煙実施率】

52.6%

【条例遵守率】

56.5%

【受動喫煙の機会を有する  
者の割合】

32.5%

(広島県調査)

### 課題

●がん検診は、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。

●職域におけるがん検診は、特定健診と異なり、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

●受動喫煙の機会が多いと見込まれる飲食店等において受動喫煙防止対策が十分に進んでいるとはいえず、保健所等による対策の指導を進める必要がある。

### 目標

- 5つのがん検診の受診率が50%以上(R4)
- 飲食店における受動喫煙の機会を有する者の割合が12%以下(R4)

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (4) 建築物の耐震化の促進

#### 国への提案事項

##### 1 民間建築物等の耐震化

不特定多数の者等が利用する大規模建築物などについて、  
財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること

##### 2 保育所, 社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置  
の充実を図ること

##### 3 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること

【提案先省庁:総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省】

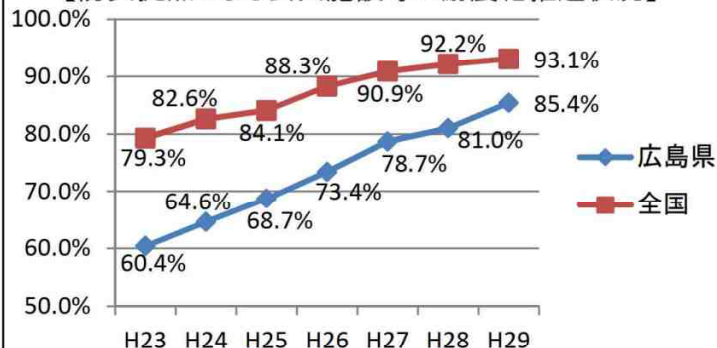
## 4 安心・安全な暮らしづくり (4) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和2年度も「広島県耐震改修促進計画(第2期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の建築物について、着実に耐震化を進めていくこととしている。

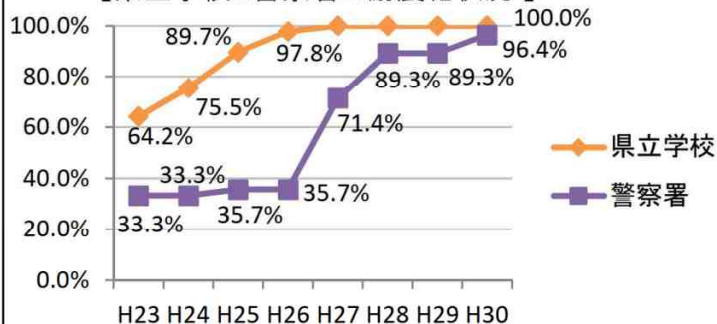
### 現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化

【防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況】



【県立学校と警察署の耐震化状況】



### 広島県耐震改修促進計画に基づく取組

<p>多数の者が利用する建築物等</p>	<p>(1) 市町の補助制度の継続, 創設の促進 目指す姿/目標</p> <p>(2) 公共建築物の計画的な耐震化</p> <p>(3) 所有者への意識啓発</p>	<p>耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,700)</p>
<p>大規模建築物※1</p>	<p>(4) 耐震化状況の公表による促進</p> <p>(5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度創設</p>	<p>耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成</p> <p>耐震改修: R2までに100% (該当棟数: 265)</p>
<p>避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)</p>	<p>(6) 耐震診断義務付け 広域の緊急輸送道路を指定し耐震診断義務付け</p> <p>(7) 民間建築物の耐震化促進</p> <p>① 県による耐震診断の補助制度を創設</p> <p>② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度を創設</p>	<p>耐震診断※2: R2までに100%</p> <p>耐震改修: R7までに100% (該当棟数: 265)</p>
<p>防災拠点建築物※3</p>	<p>(8) 耐震化状況の公表による促進</p>	<p>耐震診断※2: H29までに100% →未達(H30末 99%) (該当棟数: 882)</p>

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院, 店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校, 老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法, 又は, 広島県耐震改修促進計画により, 所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの

※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により, 広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり, 消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

## 4 安心・安全な暮らしづくり (4) 建築物の耐震化の促進

### 課題

- 令和2年度以降も、災害対策拠点（県庁舎等）について、着実に耐震化対策を推進していく必要がある。
- 早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
  - ・ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物
  - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物
  - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
  - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

## 4 安心・安全な暮らしづくり (4) 建築物の耐震化の促進

### 参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R元年度当初 予算の状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建築物	大規模 建築物 ※1	265	53	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ <u>財政措置の拡充</u> ( <u>特別交付税の措置率</u> <u>1/2の嵩上げ</u> )  ○耐震化への意識不足 ⇒ <u>地方に加え国においても</u> <u>啓発強化</u>	防災・安全交付金 R元: 13,173億 ※5 (対前年度比119%)  耐震対策緊急促進事業 R元: 121億 (対前年度比101%)
	広域緊急輸 送道路沿道 建築物	265	調査中	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~		
	防災拠点 建築物 ※2	882	85	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
保育所	公立	220	139	なし	<b>財政措置の充実が必要</b>	—
	私立	109	79	国 1/2 地方 1/4	(保育所等整備交付金)	R元: 747億 ※5 (対前年度比112%)
社会福祉施設等		1173	844	国 1/2 地方 1/4 ※4	<b>財政措置の充実が必要</b>	R元: 1,336億※5 (対前年度比135%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (5) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

#### 国への提案事項

本県の北部・西部を中心に、米軍機の低空飛行訓練に関する目撃情報が多く、基地周辺以外(4か所)でも、国及び市町が設置している騒音測定器において、年間100日を超える騒音(70dB以上)が測定されている。

こうした低空飛行訓練により、県民の平穏な日常生活に影響が生じている実態は容認できるものではない。

また、短期間に重大な航空機事故が相次ぎ、十分な原因究明がなされず、詳細説明もないまま、訓練が継続される状況や、岩国基地への空母艦載機部隊の移駐に伴い、騒音(70dB以上)の測定回数が増加するなど、住民は不安と懸念を抱いている。

については、こうした現状改善のため速やかに次の措置を講じるよう強く要請する。

#### <国測定器による騒音(70dB以上)測定回数>

全6か所の移駐本格化後(H30.4~H31.3)の対前年比 約1.3倍 (※H30.4測定開始2か所分除く)  
対前年同月比で伸びが大きい例(測定回数の多い上位3か所)

大竹市阿多田島:4.4倍(5月) 廿日市市八坂:3.2倍(5月) 北広島町西八幡原:1.9倍(5月)

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- ・ 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
- ・ 地域行事への配慮など、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- ・ 飛行ルート及び訓練内容について、国の責任において関係自治体及び住民へ事前に情報提供すること

【提案先省庁：外務省，防衛省】



## 国への提案事項

### 2 騒音被害の実態把握及び自治体への財政措置を含む必要な対策の実施

- ・ 騒音被害の解消に向け、学校等の防音対策など必要な措置を講じること  
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること  
例)米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、空域下の自治体交付金の創設及び学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)  
米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設(再編交付金の拡充)
- ・ 航空機観測カメラや騒音測定器の設置等、調査体制を充実し、実態を把握すること
- ・ 県内市町が設置する騒音測定器の結果を国においても活用すること

### 3 航空機の安全対策の徹底等

- ・ 飛行運用の見直しを含めた、米軍航空機の安全に係る抜本的な対策について、早急に検討し実施すること
- ・ 米軍航空機による事故が発生した場合には、当該事故の原因を早期に究明し、実効性ある再発防止策を講じるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- ・ 米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること
- ・ 米空母艦載機の離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- ・ 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

## 4 安全・安心な暮らしづくり

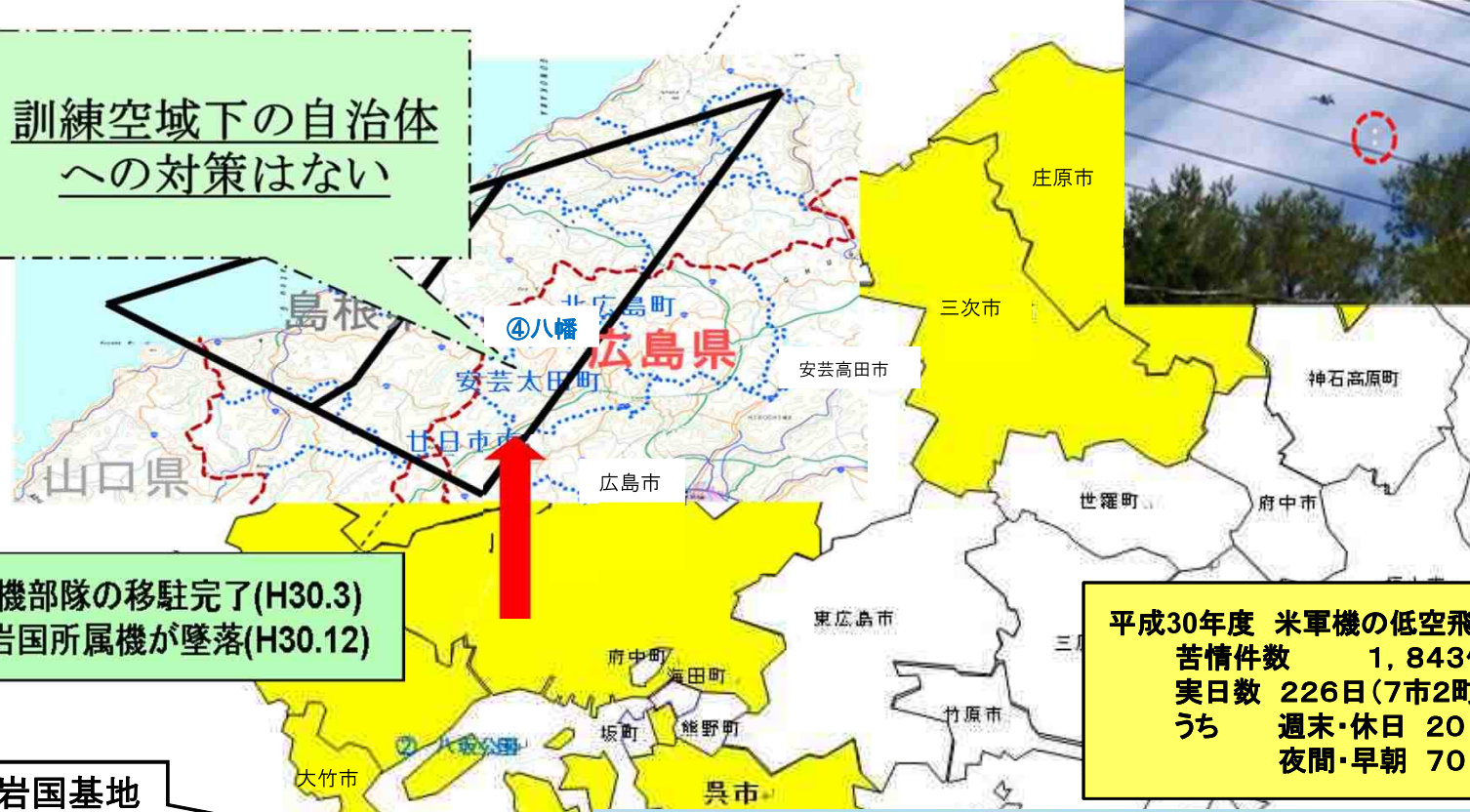
### (5) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

#### 現状／施策の背景・経緯

フレア発射訓練(H29.10 北広島町)



訓練空域下の自治体  
への対策はない



空母艦載機部隊の移駐完了(H30.3)  
四国沖で岩国所属機が墜落(H30.12)

岩国基地

外来機の飛来, 騒音増



平成30年度 米軍機の低空飛行訓練  
苦情件数 1,843件  
実日数 226日(7市2町)  
うち 週末・休日 20日  
夜間・早朝 70日

#### ▽騒音 (70dB以上) 測定回数 (直近一年間の前年比較)

※艦載機移駐: H30.3 月末完了 計 60機増加

国測定器設置箇所	H29.4~H30.3 (A)	H30.4~H31.3 (B)	増加回数 (倍) (B)-(A) (B/A)	最大伸び幅 (倍)
① 大竹市阿多田島	2,322	3,182	860 (1.4)	5月: 128 ⇒ 563(4.4)
② 廿日市市八坂公園	440	564	124 (1.3)	5月: 24 ⇒ 77(3.2)
③ 江田島市沖美	88	169	81 (1.9)	5月: 3 ⇒ 33(11)
④ 北広島町西八幡原	697	668	▲29 (1.0)	5月: 37 ⇒ 71(1.9)
(6カ所全体)	(3,872)	(4,969)	(1,097) (1.3)	

## 4 安全・安心な暮らしづくり

### (5) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

#### ○防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)

##### 障害防止工事に対する助成(学校・病院等の防音)

(交付対象) 地方公共団体

(障害の条件) 自衛隊等の航空機の離陸, 着陸等のひん繁な実施

(対象施設) 学校, 病院, 診療所 等

(補助基準) 学校の場合 : 1授業単位時間(50分)のうち, 70dB以上の音響が10回以上  
又は80dB以上の音響が5回以上あり, かつ1週間の総時間の20%以上  
である場合に補助

(補助率) 10/10

#### ○騒音等による住民の被害事例(市町に寄せられた声)

学校や一般家庭, 役場等から, 米軍機の飛行訓練による騒音等により, 恐怖や平穏な生活に影響が生じたとの被害情報が寄せられている。

- ・朝は戦闘機の音で驚いて目が覚めるほどだ。
- ・乳児がおり, 寝ている途中で何回も飛んでくるので, 起こされ泣いている。
- ・何が起きているのか。二重サッシなど防音措置を講じてもらわないと。
- ・午後8時41分, お寺での法話中大きな音がして迷惑だった。

## 5 地方税財源の充実強化

### (1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

#### 国への提案事項

#### ■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が補償する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

#### 1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

## 5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 国への提案事項

## 2 地方財政計画の適正化

### (1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、地方税収の動向を的確に反映し、令和2年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

### (2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとして地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

### (3) まち・ひと・しごと創生事業費

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充すること。

また、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のため創設された「地方創生推進交付金」に係る地方の財政負担については、令和2年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、財政措置を講じること。

## 5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 国への提案事項

#### ■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

##### 1 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充(再掲)

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充すること。

##### 2 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省】

## 現状及び課題

- 令和元年度地方財政計画においては、前年度を上回る62.7兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

### ◆一般財源総額

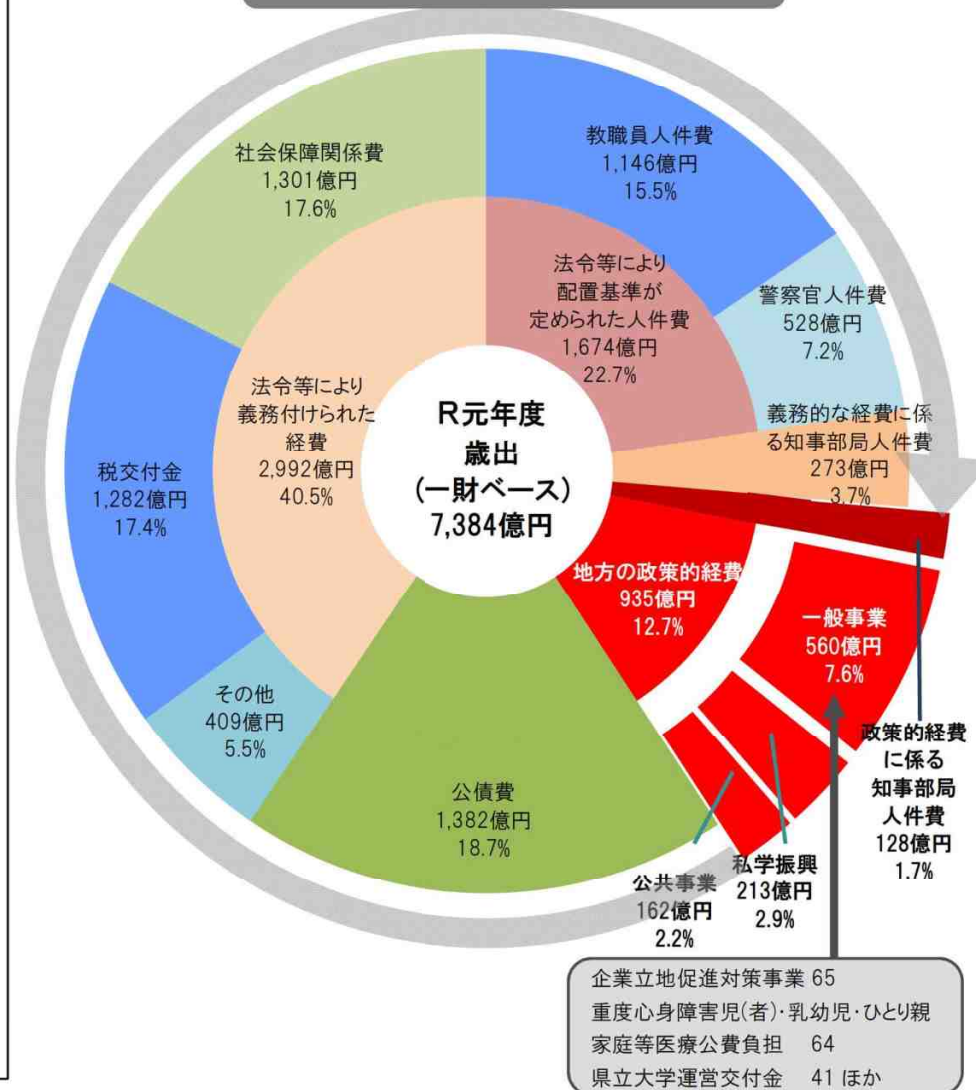
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
H30地方財政計画	62.1兆円	42.2兆円	16.0兆円	4.0兆円
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
前年度比	+0.6兆円	+1.2兆円	+0.2兆円	▲0.7兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆551億円(R元年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,384億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

## 5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費  
歳出総額の86%



## 5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時的に基金残高は急減したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和元年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで200億円もの基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は令和元年度末で18億円とほぼ底をつく見込み。

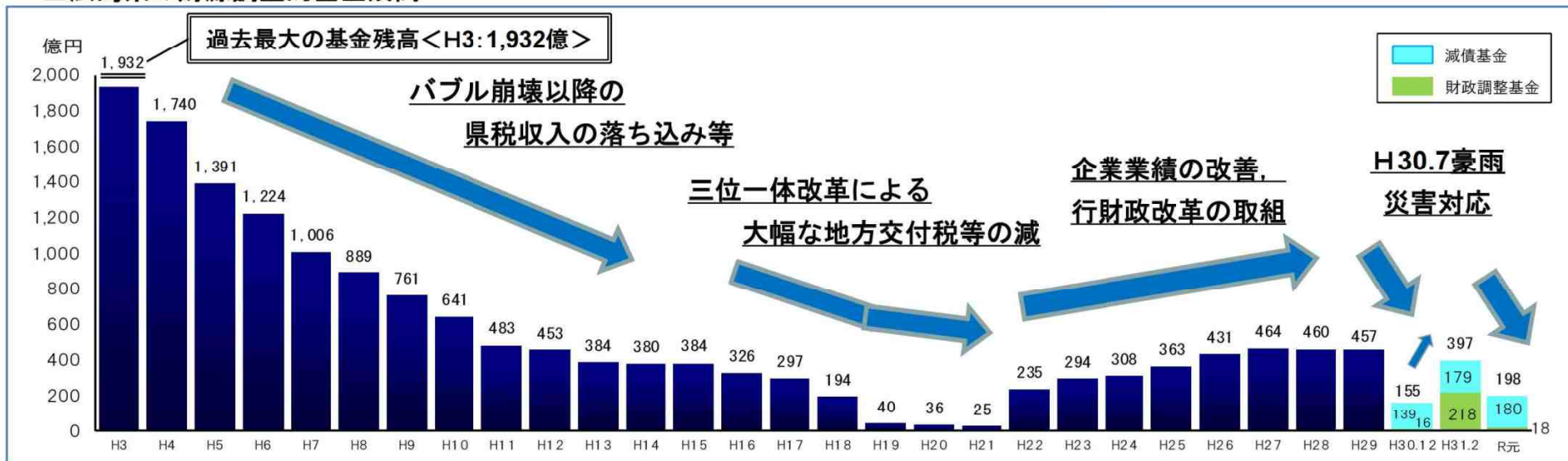
### 課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、まさに、今回の豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

### ■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。





## 5 地方税財源の充実強化

### (2) 市町の財政基盤の強化

#### 国への提案事項

#### 1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、人口減少等特別対策事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

特に、過疎対策事業債については、ソフト分を含めて、前年度を上回る措置を行うこと。

併せて、平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、着実な財政措置を行うこと。

#### 2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分及び起債償還金への地方交付税措置など、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

## 5 地方税財源の充実強化

### (2) 市町の財政基盤の強化

#### 現状／施策の背景・経緯

##### 1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は、平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約3万6千か所、ため池が約2万か所など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

##### 2 合併市町への財政措置

合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進しているが、東日本大震災や建設需要の増大などに伴い遅れが生じており、5年の再延長を機に、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



#### 課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- しかし、この度の平成30年7月豪雨災害により、被災市町においては、今後、人口流出などが懸念されるため、人口減少対策等の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 新たに「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

地方債計画 (億円)

項目	令和元年度	平成30年度
過疎対策事業	4,700	4,600
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※)	6,084	0
緊急自然災害防止対策事業(※)	3,000	0
緊急防災・減災事業(※)	5,000	5,000
旧合併特例債	6,200	6,200

(※)については、R2年度まで

## 5 地方税財源の充実強化

### (3) 水道事業の広域連携の推進

#### 国への提案事項

#### ○ 水道広域連携にかかる財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
  - ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和
  - ・ 料金平準化に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など
- より一層の支援措置を講じること

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

## 5 地方税財源の充実強化

### (3) 水道事業の広域連携の推進

#### 現状／施策の背景・経緯

水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさを増しており、事業を安定的に継続していくためには、経営・運営基盤の強化が不可欠である。

広島県では、県及び各市町の担当部局で構成される「広島県水道広域連携協議会」の場において、水道の広域連携にかかる検討を行っており、広域連携の推進に向けて、主体的に取り組んでいる。

国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等との間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

#### 令和元度当初予算等の状況

◆強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)  
650億円(前年度比173%)

#### 課題

● 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、対象事業者の拡充や時限規定が令和16年度まで延長されるなど交付金制度が見直しされたものの、資本単価90円/m<sup>3</sup>以下の事業者は対象外になるなどの要件が残されているため、協議会の中で交付金の対象から外れる事業者がいる。

広域連携推進のためには、施設整備に対する財政措置の要件緩和(交付対象事業者の要件撤廃)やソフト施策に対する財政措置の拡大など、更なる支援が必要である。

● 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で大きく異なっており、広域連携の推進のためには、料金平準化の激変緩和措置などへの財政措置が必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金	地方交付税措置
ソフト	都道府県水道ビジョン策定等経費(広域連携推進)	○	—
	水道事業経営戦略策定経費(広域連携推進)	—	○
	広域化に係る協議会の開催等の経費	○	—
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	創設
	広域化に係る事業認可申請に要する経費	創設	創設
	広域化に係るシステム統合等に要する経費	○	○
	広域連携後の料金平準化等に資する激変緩和措置	創設	拡充
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	拡充	○
	広域化の前段で必要となる施設整備に対する財政措置の要件緩和	○	○

凡例：○…財政支援制度がある(条件付き) 創設…制度の創設が必要 拡充…制度の拡充が必要

【水道事業の統合に係る財政措置の現況】

・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間地方交付税を延長措置  
 ・簡水統合後に実施する建設改良費への地方交付税措置  
 ・市町村合併に伴う水道施設整備の増高経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債を充当 など

# 5 地方税財源の充実強化

## (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

### 国への提案事項

#### ○下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること

30年経過



東部浄化センター[広島市]  
昭和63年供用  
(処理人口31万人)

広島県流域下水道  
位置図



34年経過



芦田川浄化センター[福山市]  
昭和59年供用(処理人口32万人)

23年経過



沼田川浄化センター[三原市]  
平成8年供用(処理人口5万人)

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

## 5 地方税財源の充実強化

### (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

#### 提案の背景

- 新下水道ビジョン加速戦略(国土交通省H29年8月策定)で「下水道の公共的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理」に取り組むとしている。
- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「**受益者負担の原則**」を踏まえ、**未普及の解消及び雨水対策に重点化**していくべき。』という方針が提案された。
- このため下水道施設の**改築への財政措置がなくなることが懸念**される。

#### 課題

- 老朽化が進み、現在でも改築主体の事業となっており、10年後からは全額改築となる見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《流域下水道施設の50年間の必要額》



(単位:百万円/年)

## 5 地方税財源の充実 (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

### 下水道施設の現状

- 流域下水道は、**膨大なストックを形成**
  - ・下水処理場は3箇所(約8,000設備)
  - ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,965	28.4
芦田川流域下水道	3,214	39.6
沼田川流域下水道	860	43.2
合計	8,039	111.2

- 特に処理場機械・電気設備の**老朽化が進行**
  - ・約半数の設備が耐用年数(約15年)を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	2,219(約6割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,182(約4割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	630(約7割が超過)



処理場内配管 腐食状況



処理場機械 腐食状況

### 広島県の取組

- スtockマネジメント計画(H30~R50)により計画的に維持管理・改築を実施していく。



## 5 地方税財源の充実強化

### (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

#### 参考(下水道施設の補助制度)

##### 下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設		国庫補助率	根拠規定
公共下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	5.5/10	
		用地等	1/2	
流域下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	2/3(※)	
		用地等	1/2	
都市下水路	市街地における下水排除施設		4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

##### 社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率  (上表と同じ)
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	

## 6 社会資本整備の推進

### (1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

#### 国への提案事項

#### ○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

「安心な暮らしづくり」「新たな経済成長」「豊かな地域づくり」に向け、住民の安全・安心を確保する国土強靱化及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため、

直轄事業，社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金や補助事業をはじめとする

公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること

特に，国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」について令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，国土交通省，農林水産省】

## 現状／施策の背景・経緯

- 近年、国の公共事業費が大幅に削減されてきた中、ここ数年は横ばいで推移
- 社会資本整備は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの
- 平成30年7月豪雨災害においても、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減した事例が報告されるなど、社会資本整備の重要性が再認識された
- 広島県では、「ひろしま未来チャレンジビジョン」(H22策定, H27改訂)を策定し、「安心な暮らしづくり」「新たな経済成長」「豊かな地域づくり」など目指す将来像を明確化
- とりわけ、ビジョンが目指す県土の将来像を実現するため、社会資本マネジメント方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し、ストック効果を重視した優先順位を踏まえた計画的な社会資本整備を推進
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、広島県においても県土の強靱化に向けて防災・減災対策を加速

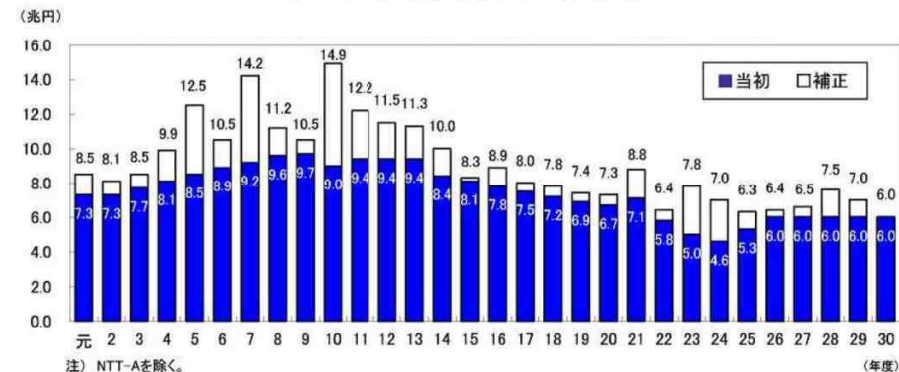
## 6 社会資本整備の推進

### (1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

#### 課題

本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、近年の大規模災害の頻発等を踏まえると、今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。

【公共事業関係費の推移】



出典：日本の財政関係資料[平成30年10月 財務省]

# 6 社会資本整備の推進

## (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

### 国への提案事項

#### 1 災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のための財政措置

あらゆる災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のため、**公共事業予算枠の増額**や**補助率の拡充**等、**財政措置**に配慮すること

#### 2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

とりわけ、**近年に発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止の推進**については、特段に配慮するとともに、土砂災害警戒区域等に関するソフト対策や用地取得の迅速化にも配慮すること

【**平成28年6月豪雨災害**※，**平成29年7月豪雨災害**※，**平成30年7月豪雨災害**】

▶ 各種ハード・ソフト対策等を確実に推進するための財源の確保

※県東部地域(瀬戸川流域, 手城川流域)における浸水被害など

#### 3 地方の実情に即した予算配分

地方の要望を十分反映し、**地方の実情に即した配分**とすること



死者: 127名  
行方不明者: 5名  
(平成31年3月7日時点)  
全壊家屋: 1,155棟  
半壊家屋: 3,615棟  
一部損壊: 2,148棟  
土砂災害: 1,242箇所

【平成30年7月豪雨災害の被災状況】

## 6 社会資本整備の推進

### (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

#### 国への提案事項

##### ① 河川改修等による治水対策の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川, 江の川, 芦田川等 [県事業]三篠川, 沼田川, 瀬戸川, 福川, 内神川, 手城川, 特定構造物改築等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]池田新池等

##### ② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防, 急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業, 地すべり対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業

##### ③ 高潮・津波対策等による治水対策, 港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東) [県事業]広島港海岸(坂, 廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東地区) / [県事業]尾道系崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道系崎港(松浜地区)

##### ④ 緊急輸送道路の整備, 橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	(国)375号 引宇根:道路改良, (主)呉平谷線:道路改良, (主)瀬野川福富本郷線:道路改良 (国)186号 翠橋:橋梁耐震補強, (国)487号 早瀬大橋:橋梁耐震補強 (国)182号(福山市百谷):法面对策, (国)432号(庄原市川北町):法面对策 (臨)廿日市草津線:臨港道路整備(4車線化)等
--------	--

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省, 農林水産省】

## 6 社会資本整備の推進

### (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

#### ① 河川改修等による治水対策の推進

#### 現 状／平成30年7月豪雨災害

- 今回の豪雨災害により、県内の多数の河川において、**浸水被害や護岸崩壊等の被災が数多く発生している。**
- 上流域では多くの土砂崩壊が発生しており、下流の河川には降雨の度に継続的に土砂が供給され、**土砂堆積が生じている。**

#### 課 題

- 「平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会」の提言を踏まえて、**河川の流下能力の向上や、堤防護岸の強化等に最優先で取り組むことが必要。**
- 土砂堆積の顕著な箇所では流下能力が低下しているため、**継続的な堆積土砂等の除去が必要。**



店舗等浸水(沼田川)



護岸崩壊(三篠川)



堆積状況(美波羅川)



小原大橋

沼田川

提供: 福山河川園道事務所

三原市本郷町の浸水状況



(JR基備線)

三篠川

主要地方道 広島三次線

広島市安佐北区の浸水状況



成羽川

庄原市の浸水状況

## 6 社会資本整備の推進

### (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

#### ① 河川改修等による治水対策の推進

##### 現状

- 人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。
- 県内には未改修河川が多く、豪雨などによる家屋浸水被害が繰り返されている。
- 排水機場のポンプ等の老朽化が進んでおり継続的な機能確保が重要である。

#### ①京橋・猿猴川 地震・高潮対策事業

護岸整備・耐震対策の実施  
⇒津波・高潮から浸水被害を防止



##### 課題

- 堤防の耐震性向上や、平成30年7月の大規模災害への対応として実施する**大型プロジェクト事業へ重点的に予算配分し、早期に事業効果を発現させる**ことが必要。
- 家屋浸水被害が繰り返される河川の改修や、長寿命化計画に基づく機器の更新等に必要額を配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。

#### ②手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築事業

ポンプ増設・河川改修の実施  
⇒内水排除対策(福山市)と連携し床上浸水被害を解消



## 6 社会資本整備の推進

### (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

#### ② 土砂災害防止施設等の整備推進

#### 現 状／平成30年7月豪雨災害

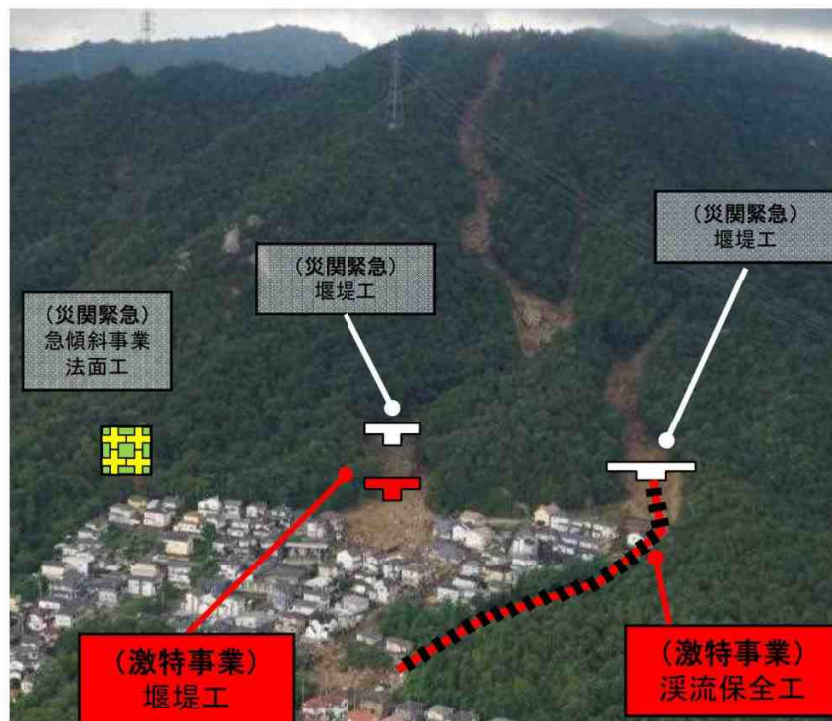
○平成30年7月豪雨災害による本県の土砂災害の発生件数は、近年の全国の土砂災害発生件数(約1,000件/年)を上回る1,242件であり、死者も87名と甚大な被害が発生している。

○本県では、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、国や市町と連携を図りながら、本年1月に策定した「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画(緊急事業)」に激特事業等を加え、砂防ダム等の整備に取り組んでいる。



#### 課 題

今回の豪雨による被災は、広域的かつ大規模なものであり、再度災害を防止するため、引き続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保する必要がある。



【被災地における砂防事業等の推進(安芸郡熊野町川角)】



## ② 土砂災害防止施設等の整備推進

### 現 状

- 平成30年7月豪雨被災地における一日も早い復旧・復興に向け、防災施設整備を国や市町と連携を図りながら計画的に進めている。
- 広島県では、「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、重点的に土砂災害防止施設の整備に取り組んでいる。
- 7月豪雨災害では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減する等の施設効果が確認されている。
- 広島県では、土砂災害防止施設を整備することで、土砂災害特別警戒区域の縮小にも取り組んでいる。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」や「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」等ソフト対策も推進している。



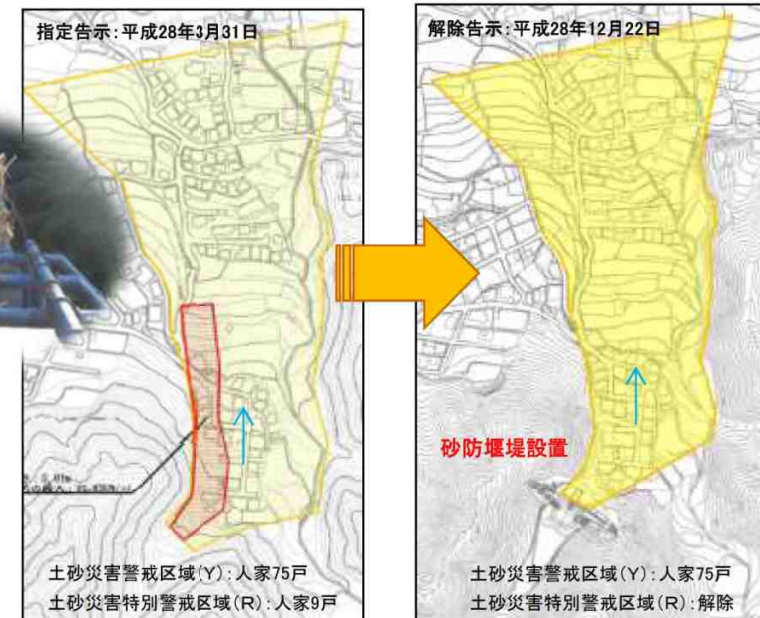
## 6 社会資本整備の推進

### (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

### 課 題

- 被災地の早期復旧・再度災害防止に向けた着実な工事の実施が必要。
- 県内における土砂災害警戒区域の総区域数が47,428箇所(全国最多)となり、新たに 対策が必要となる箇所が増加する見込みである。
- 「平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会」を踏まえ、予防対策、石積砂防堰堤の補強、流木対策・土砂洪水流対策等を進める必要がある。

#### ＜土砂災害特別警戒区域の解除及び一部解除事例＞



③ 高潮・津波対策等による治水対策、  
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点  
の整備の推進

6 社会資本整備の推進  
(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

現 状

- 平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある。

課 題

- 過去に浸水実績のある海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応

耐震対策



高潮対策



# 6 社会資本整備の推進

## (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

### ④-1 緊急輸送道路の整備推進 (道路改良及び法面防災対策)

#### 現状

- 県内各地で豪雨による法面崩壊や落石が頻発
- 緊急輸送道路が被災し、物資輸送機能が麻痺
- 通行止め等により社会経済活動に多大な影響

#### 課題

発災後の迅速な救命・救急活動や円滑な復旧を支えるため、緊急輸送道路の更なる機能強化が必要

**[事例]** 平成30年7月豪雨では、幹線道路の被災(事前通行規制を含む)により呉市中心部が約3日間にわたって孤立状況となった

#### 緊急輸送道路の機能強化

##### 1. 道路改良による機能強化

リダンダンシーを強化し、災害に強い道路ネットワークを構築するために必要な予算の確保を要望する  
 要望箇所 (主) 瀬野川福富本郷線 (三原市)等

①被災状況(H30.7) ②被災状況(H30.7)

①被災状況(H30.7) ②被災状況(H30.7)

土石流により、橋梁が流出

至 東広島市 (主) 瀬野川福富本郷線

今回の被災箇所も回避できるバイパスを整備中

##### 2. 法面防災対策の実施

点検に基づく、計画的な道路法面対策を実施するために必要な予算の確保を要望する  
 要望箇所 (国) 182号(福山市加茂町百谷)、(国) 432号(原市市川北町)等

被災状況(H30.6)

(国) 191号、道路法面崩壊

#### 発災直後の呉市内の状況

凡例  
 第一次緊急輸送道路  
 第二次緊急輸送道路  
 主な事前規制区間(雨量)  
 主な災害規制区間

広島呉道路の代替路線としての機能を果たしている

(主) 呉平谷線 BP整備区間

(主) 呉環状線

(主) 呉平谷線(過去の被災状況)

事前通行規制解消のための法面対策には、膨大なコストが必要

(主) 呉平谷線バイパス整備により安全・安心な道路を確保し、緊急輸送道路ネットワークの機能強化を図ることが重要

**[期待される効果]**

リダンダンシーの確保	規制区間の解消	落石・土砂崩れ等のリスク回避
------------	---------	----------------

#### 災害の状況

##### ① 広島呉道路・国道31号

【土石流による道路損壊】

被災状況(土石の流出)

← 広島呉道路(全面通行止) 9月27日復旧

← 国道31号(全面通行止) 9月27日復旧

ベイスайдビーチ坂

暫定開放状況(国道31号)

国道31号(全面通行止)

ベイスайдビーチ坂用地

国道31号迂回路(7月11日啓開完了)

**国道31号の早期復旧(5日以内)**  
 国土交通省中国地方整備局により、『ベイスайдビーチ坂』の駐車場を活用し国道31号の迂回路を設定

#### 災害の状況

##### ② 国道375号 上段原橋

【土石流による橋梁の流出】

被災状況

土石流により、橋梁が流出

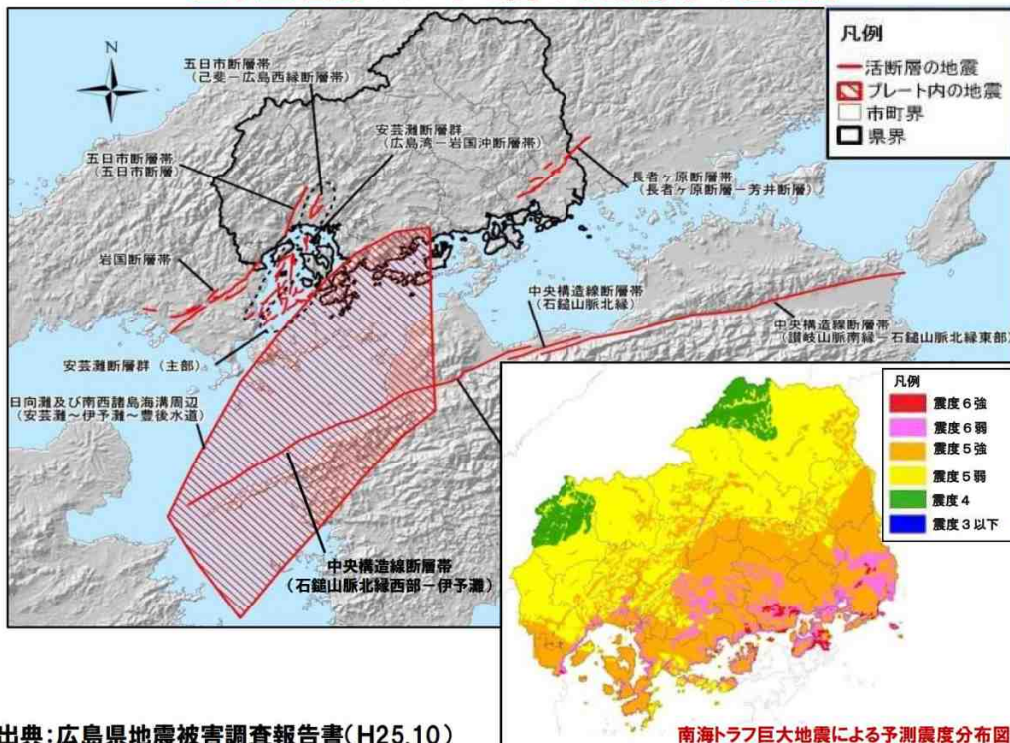
暫定開放状況(8月18日啓開完了)

④-2 緊急輸送道路の機能強化  
(橋梁の耐震補強)

現 状

- 北海道胆振東部地震(H30.9), 大阪府北部地震(H30.6) 熊本地震(H28.4)など, 全国各地で大地震が頻発
- 本県においても, 直下型地震や南海トラフ巨大地震など 大規模地震への災害リスクが高まっている
- 大規模地震の発生に伴い, 橋梁が落橋等の被害を受け, 緊急輸送道路としての役割を果たすことができなくなる ことが懸念される

直下型地震のリスクを高める断層等の位置図



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

大規模地震発生時にも被害の拡大を防ぎ, 迅速な救命救急活動や円滑な物資輸送等が行えるよう, 特に跨線橋, 跨道橋及び社会経済活動に多大な影響が生じる渡海橋等への対策の加速

特に耐震性能の向上が急がれる橋梁の例

跨線橋



(国)186号 翠橋(大竹市)

渡海橋



(国)487号 早瀬大橋(呉市~江田島市)

跨道橋



(国)317号 新山波橋(尾道市)

広域的な災害支援に資する路線



(国)375号 新大渡橋(東広島市)

緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強に  
必要な予算の確保を要望する

## 6 社会資本整備の推進

### (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

#### 現 状

本県では、平成26年8月の大規模土砂災害を受け、平成27年度に改定した総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」等においても、災害時の被害を最小限にするための県土の構築に強力に取り組むこととしている。

#### 課 題

近年の国の公共事業予算の削減により、真に必要とする防災上重要な社会資本整備を着実に実施することが厳しい状況が続いている。

#### 【各施設の整備状況】

施 設	項 目	実 績 (H31.3)	成果目標 (R2)
河川	洪水・高潮に対する防護達成人口率	61.3%	63.0%
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	62.2%	64.4%
道路	緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (地震により落橋・倒壊が発生しないレベル以上の対策)	81.4%	83.0%
	法面災害防除対策箇所数 (平成25年度及び平成27年度の点検により対策が必要とされた550箇所)	144箇所	230箇所
砂防	土砂災害から保全される家屋数	約 104,300 戸	約 105,700 戸
治山	山地災害危険区域の整備率	33.7%	33.8%

## 6 社会資本整備の推進

### (3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

#### 国への提案事項

#### ○ 社会資本の適正な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適正な維持管理が必要であることから、  
補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、  
点検等に係る起債制度の拡充 など、地方へ確実な  
財政措置を図ること

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

## 6 社会資本整備の推進

### (3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

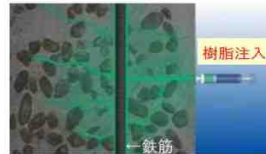
#### 現状／広島県の取組

- 国では、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充や「大規模修繕・更新補助制度」の対象事業の要件を緩和
- 広島県では、今後の取組方針を取りまとめた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や施設分類毎に「修繕方針」を策定し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化
- また、コスト縮減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を策定

#### ＜登録技術例＞



＜橋梁床板の診断技術＞



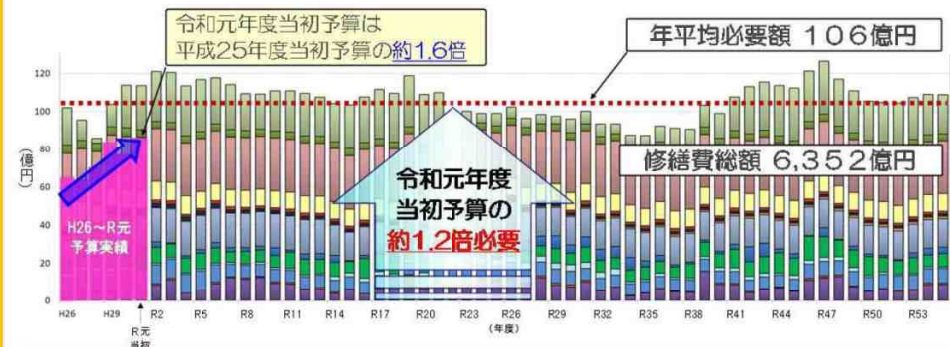
＜コンクリート補修技術＞

- さらに、施設管理者の違いによらず、地域の施設を適切に維持管理する体制等について、県・市町等で検討する「広島県公共土木施設等老朽化対策連絡会議」を設置

#### 課題

- ① 今後、多くの既存インフラの老朽化が懸念されている。
- ② 災害時に防災施設や緊急輸送道路など、既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、計画的かつ戦略的な維持管理が必要である。
- ③ そのため、老朽化対策の予算を増額し、適切な維持管理に努めているが、更なる維持管理費の増大が見込まれる中、これらを着実に実施することが厳しい状況となっている。

#### ＜主要な26種類の施設で60年間の修繕費総額を試算＞ (更新費は含まない)

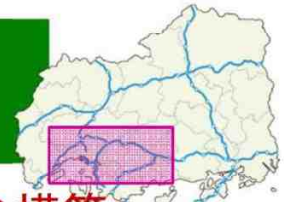






## 6 社会資本整備の推進

### (4) 道路ネットワークの整備促進等



## 広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

### 現状

- 国道2号(現道)の渋滞による物流の信頼性低下
- 広島都市圏や東広島市を中心に多くの自動車産業のサプライヤーが立地
- 東広島市では産業団地造成が進み、令和2年度迄に順次操業開始
- 広島港五日市地区では令和4年度完成を目指し、産業用地とする工事を実施中



### 課題

国道2号の慢性的な渋滞を解消し、企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要



一般国道2号上瀬野付近(広島市)

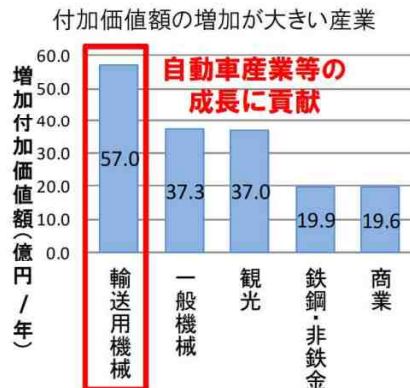
### 提案

- 新たな設備投資や、企業立地につながる
- 一般国道2号
    - ・東広島・安芸BPの早期整備
    - ・道照交差点立体交差化の早期整備
    - ・広島南道路(明神高架)の整備促進
  - 広島南道路(商工センター以西)の早期事業化
  - (仮称)八本松SICの早期事業化
  - 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進

【広島県試算】

### 東広島廿日市道路整備による地域経済への効果予測

広島県内の経済効果は約335億円/年



### 自動車産業のサプライチェーン強化の事例



## 6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



### 広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

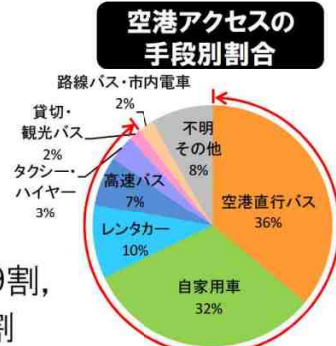
#### 現状

○令和3年の広島空港の経営改革の導入に向け、道路系アクセス強化の取組実施

○空港へは道路利用が約9割、広島市域からの利用者が約5割

○事故や大雨等による高速道路の交通渋滞や通行止めの影響を受ける空港アクセス

○代替路である現道(国道2号)の慢性的な渋滞



**道路利用が約9割**

出典：国土交通省 H29航空旅客動態調査

平成30年7月豪雨による空港アクセスの影響



#### 課題

平常時・災害時を問わない広島空港への高いアクセシビリティ(速達性, 定時性, 代替性, 多重性)の実現が必要



#### 提案

- 令和3年の空港経営改革の導入に向けた
- 一般国道2号東広島・安芸BP, 道照交差点立体交差化の整備促進
- 主要地方道矢野安浦線等の整備推進のための財政措置
- 更なる道路系アクセスの信頼性向上のため
- 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加)
- 広島呉道路(4車線化)の整備促進
- 東広島・呉自動車道 阿賀ICの立体化の早期整備
- 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の早期事業化

## 6 社会資本整備の推進

### (4) 道路ネットワークの整備促進等



## 生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

### 現状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業着手)
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
- 福山市西部, 及び北部の産業団地と産業集積地, 福山港とのアクセスが脆弱

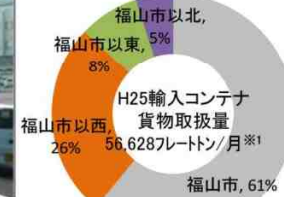
#### 一般国道2号渋滞ランキング(H30)

福山市中心部の2区間が上位に

順位	渋滞損失時間※	市区町村	区間名
1	119	広島市	東雲インター入口交差点～出汐町交差点
2	95	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
3	90	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
4	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

出典: 渋滞ワーストランキングのとりにとめ(平成30年)(国土交通省)より作成  
 ※渋滞損失時間: 混雑により余計にかかる時間(単位: 万人・時間/年)

### 福山港コンテナ貨物 方面別輸送状況



出典: H25年全国輸出入コンテナ貨物流動調査より作成



A 一般国道2号赤坂BP東口交差点付近 B 一般国道2号神島橋西詰交差点付近

### 福山都市圏の渋滞対策



### 課題

福山市中心部の渋滞を緩和し、企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要

広島県内の経済効果は約387億円/年

【広島県試算】

倉敷福山道路(全線供用)整備による地域経済への効果予測

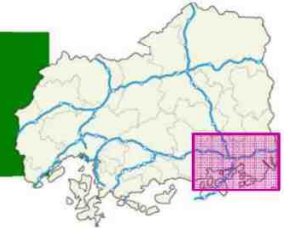


### 提案

- 一般国道2号福山道路の整備促進
- 地域高規格道路福山西環状線, 主要地方道福山沼隈線の整備推進に向けた財政措置
- 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進

※1フレートン: 港湾取扱量の単位であり, 容積1.113立方メートル又は重量1,000kgを1フレートンとし, 容積, 重量のどちらか大きい方をもって計算する。 ※2 国土交通省: H29港湾統計

## 6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



### 一般国道2号ミッシングリンク解消による連携中枢都市圏構想の実現

#### 現状

- 備後圏域連携中枢都市圏※において、圏域の各市町が連携し、圏域の活性化の取組を実施
- 三原市と福山市を結ぶ国道2号バイパスにミッシングリンク(木原道路、福山道路等)が存在し、渋滞の発生により企業活動や救急医療活動等に支障
- 三原市の本郷産業団地(1期～3期)は令和3年の完成を目指し造成中。1期、2期の一部で企業立地協定締結

※構成自治体:福山市(連携中枢都市)、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市



朝ピーク時に1kmを超える渋滞  
国道2号の渋滞状況(木原小下バス停付近)



18号台風(H16.9.7)で約1時間半の通行止  
国道2号の波浪・越波状況



(一)三原本郷線  
1期:2020年12月  
2期:2021年6月  
3期:2021年12月  
完成予定

本郷産業団地完成イメージ図



木原道路、福山道路、福山沼隈線整備による空港アクセスの代替性の確保

地元より期待される効果  
木原道路の開通により、物流はもちろん、従業員の通勤の利便性向上が見込まれます(三原商工会議所)

木原道路整備による  
○三原市内の渋滞緩和  
○異常気象時の特殊通行規制区間解消

#### 課題

ミッシングリンクの解消により、圏域内の産業の活性化や、観光・医療分野での連携強化に資する道路ネットワークの構築が必要

#### 提案

- 一般国道2号 木原道路の早期整備
- 一般国道2号 福山道路の整備促進(再掲)
- 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進

## 6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



### 県土強靱化に向けた災害に強い道路ネットワークの構築

#### 現状

- 平成30年7月豪雨では、山陽自動車道や国道2号など幹線道路の多くが被災し、特に広島-呉間では、広島呉道路の被災により、国道31号の渋滞が長期間継続し、支援物資の輸送や企業の経済活動、通勤、通学など県民の日常生活に大きな影響
- 緊急輸送道路において地震により落橋・倒壊が発生しないレベルの耐震化が必要な橋梁194橋、H25,27道路法面点検結果における要対策箇所550箇所

#### 課題

県土強靱化に向けた災害に強い道路ネットワークの構築が必要

#### 提案

- 広島呉道路(4車線化)の整備促進(再掲)
- 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加)(再掲)
- 一般国道2号東広島・安芸BP等の整備促進(再掲)
- 広島呉道路と東広島呉自動車道の接続区間の早期事業化(再掲)
- 主要地方道呉平谷線等の整備推進に向けた財政措置
- 「防災・減災, 国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき, インフラの強靱化の着実な実施と推進のための財政措置
- 地方の意見を反映した重要物流道路の指定・整備促進



#### 道路の防災・減災対策



法面災害防除工事例 (落石防止)



橋梁耐震工事例 (落橋防止)

#### 大手物流事業者の声



災害時のリダンダンシー確保

平成30年7月豪雨では国道2号の中野東が通行止めになるとは思わなかった。山陽道が通れなくても、安芸バイパスがあれば利用した。災害時など、道路の選択肢が複数あるのがよい

大和ミュージアム(呉市)  
観光産業に打撃  
前年度比  $\Delta 78\%$



上:山陽自動車道, 下:国道2号



広島呉道路, 一般国道31号(坂町)

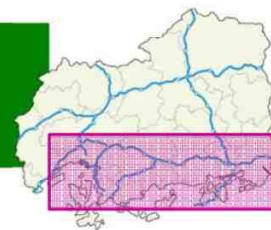
#### 道路網の寸断により企業活動や県民生活に著しい影響



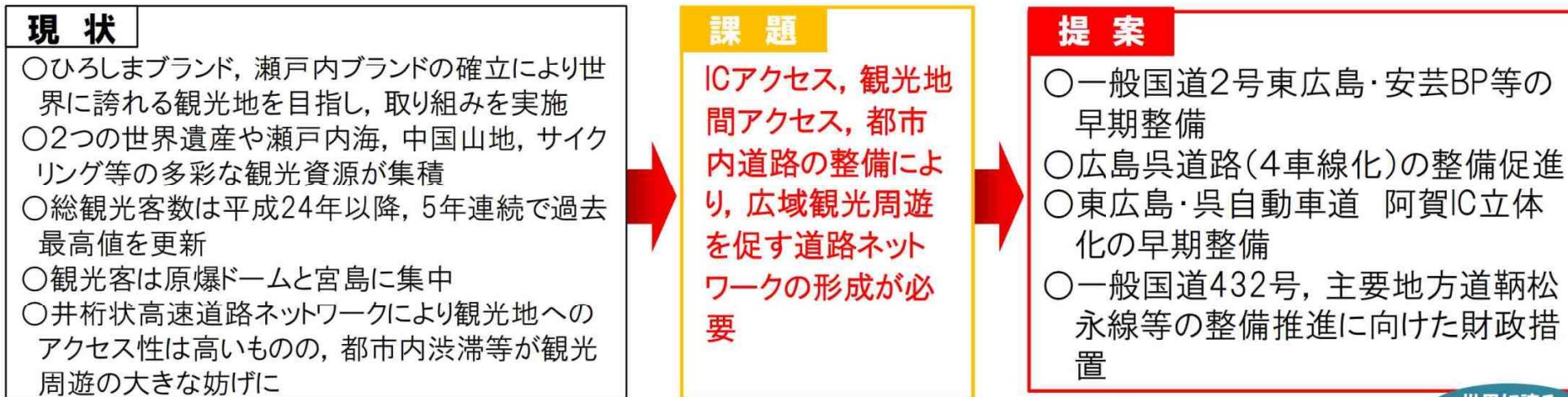
上:国道31号, 下:呉市のスーパー

## 6 社会資本整備の推進

### (4) 道路ネットワークの整備促進等



## 観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現



世界に誇る観光地へ



## 6 社会資本整備の推進

### (4) 道路ネットワークの整備促進等



## 安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

### 現状及び課題

#### A. 都市的機能の享受を可能とする地域と拠点間の円滑な移動



道路改良

#### B. 買い物、通院等、地域住民の日常生活を支える道路整備

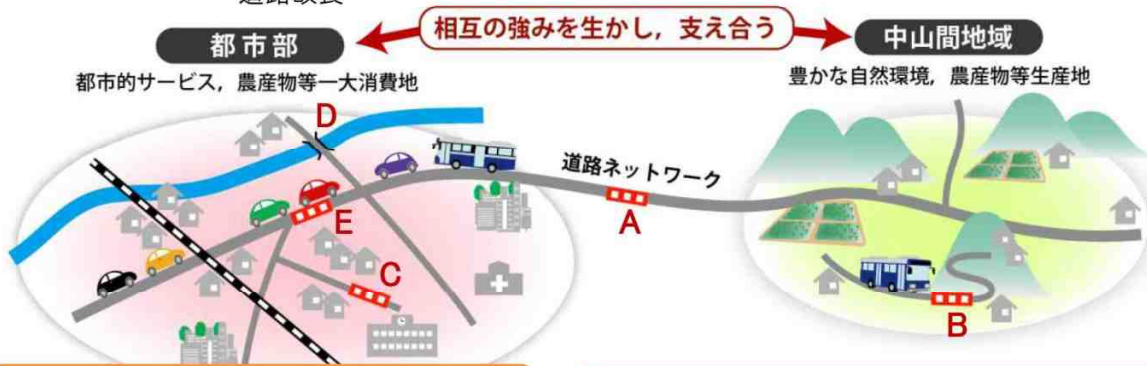


待避所の設置

#### C. 総合的な交通安全対策の推進



通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策の実施(歩道整備)



#### D 道路施設の適正な維持管理



橋梁の点検状況

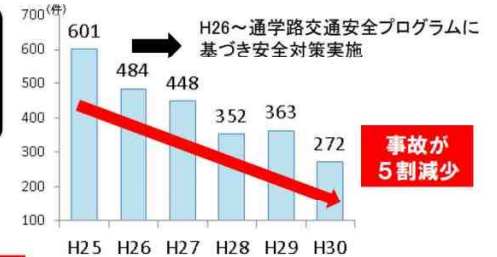
トンネル補修後  
(剥落防止対策工)

#### E. 都市基盤を強化し、持続可能なまちづくりに資する道路・街路整備



交通渋滞の緩和

#### 広島県内の 子どもの 交通事故発生 件数の推移



出典：広島県警察HPより作成

#### 提案

- 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 安全で快適な歩行者等の空間整備推進のための財政措置
- 都市基盤を強化する街路事業の推進

## 6 社会資本整備の推進

### (5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

#### 国への提案事項

#### ○ 広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化，市街地の分断の解消及び踏切の安全確保を実現し，まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には，**長期的に巨額の事業費が必要であるため，着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。**



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(JR向洋駅付近)

【提案先省庁:財務省,国土交通省】



## 6 社会資本整備の推進

### (5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

#### 現 状

##### 【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害
- 踏切が多数(16箇所)あり、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故が発生

##### 【取組の状況】

- 平成30年2月に、県、広島市、府中町、海田町の関係4者で見直し内容を基本に事業を進める事を合意。
- 早期の工事着手を目指し、都市計画変更を行い、引き続き速やかな事業認可取得に向け、取組を実施中。

##### 【国の対応状況】

令和元年度に創設された新規支援制度

連続立体交差事業について、計画的かつ集中的に支援するための個別補助制度を創設された。

多くの歩行者に踏切遮断の影響



青崎第10踏切(府中町)  
(歩行者ボトルネック踏切)

事業区間内の緊急に対策の検討が必要な踏切

1時間当たり最大約44分の踏切遮断



新町踏切(海田町)  
(開かずの踏切)

#### 課 題

広島市東部地区連続立体交差事業の実施には

- 長期的に巨額の事業費が必要
- 着実に事業推進できる財政措置が必要
- 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要



## 6 社会資本整備の推進

### (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

#### 国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、整備に向けた取組を支援すること。
2. 広島港・福山港・尾道糸崎港について、福山港箕島・箕沖地区をはじめとした、企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置を行うこと。
3. 広島港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るとともに、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実するため、着実な整備に必要な財政措置を行うこと。

#### 提案箇所一覧

港名	地区名	内容	主な事業効果
広島港	出島地区	・岸壁・泊地(水深14m)の整備 《新規事業化》	海上輸送コスト削減
	宇品地区	・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約12億円/年
	宇品地区	・クルーズ船の受入機能充実に係る岸壁(水深10m)の改良	既存ストックの有効活用等
	五日市地区	・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備	平均旅行速度: 約12km/時 上昇
福山港	箕島地区	・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約20億円/年
	箕沖地区	・岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】	
	本航路 等	・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約76億円/年
尾道糸崎港	機織地区	・泊地(水深7.5m⇒10m化)等の整備【直轄】	海上輸送コスト削減: 約18億円/年
厳島港	宮島口地区	・新ターミナル周辺の港湾施設の整備	観光客の利便性向上等

## 6 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

### 国への提案事項

#### 厳島港

宮島口地区



#### 広島港

五日市地区



出島地区



#### 提案箇所位置図



#### 福山港

箕島地区



箕沖地区

本航路等

#### 尾道糸崎港

機織地区



【提案先省庁：内閣府，国土交通省】

## 6 社会資本整備の推進

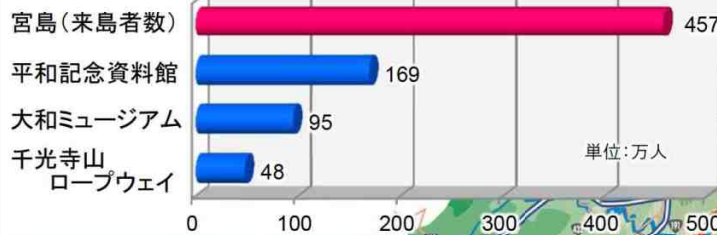
### (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

#### 施策の背景

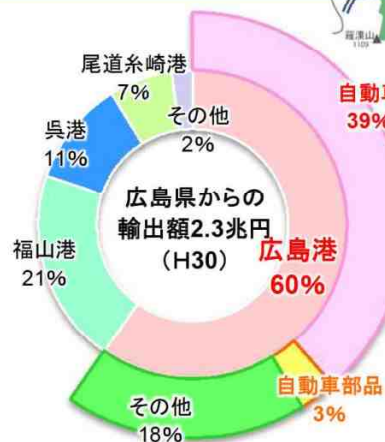
- 広島港・福山港・尾道糸崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

#### 厳島港は観光地「宮島」への玄関口

主要観光地の利用状況(H29)

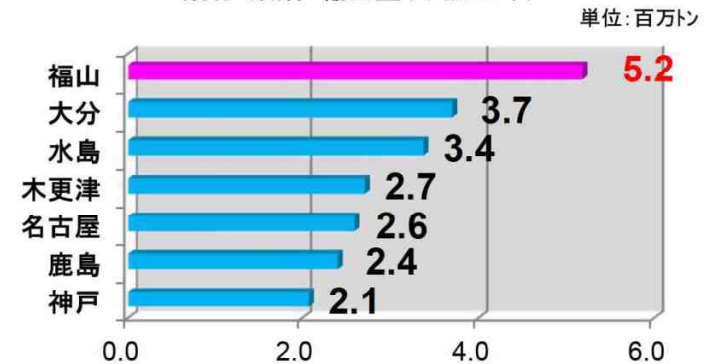


#### 自動車関連輸出を支える広島港



#### 背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港

鋼材+鉄鋼 輸出量(平成29年)



#### 尾道糸崎港は全国有数の木材取扱拠点



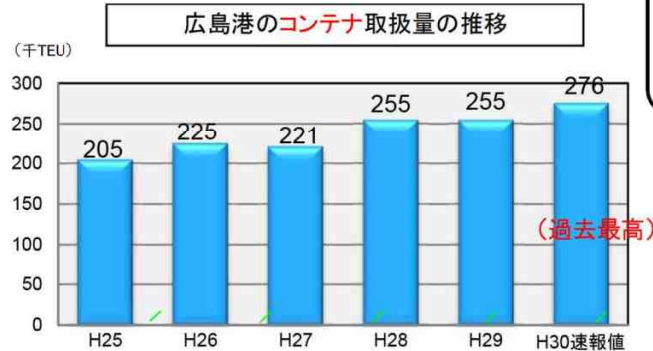
## 6 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

### 課題

#### 1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

##### 出島地区

国際コンテナ物流の拠点



広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、**平成30年は過去最高の取扱量を記録した。**

##### 広島港利用高度化検討会において

- ・コンテナターミナルと一体的に機能する物流関連用地の拡張
- 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」への取り組みを推進。
- ・倉庫等物流施設の再編・高度化要請に対応する取り組みを推進



##### 出島国際コンテナターミナル

##### 広島港の外貿コンテナ定期航路の船型の変化

###### 【平成10年】

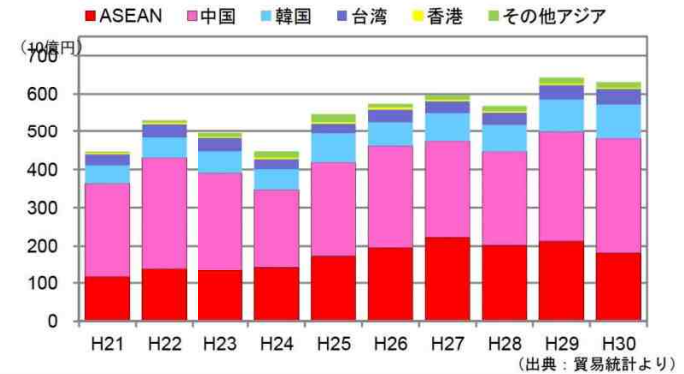
航路	便数 (便/週)	最大船型 (DWT)
韓国航路	7	3,175
中国航路	1	4,713
台湾航路	1	4,528
ニュージーランド航路	0.25 (月1便)	19,389
台湾航路	0.25 (月1~2便)	不明

###### 【平成31年】

航路	便数 (便/週)	最大船型 (DWT)
韓国航路	10	9,157
中国航路	6	11,989
台湾航路	1	6,913
台湾・東南アジア航路	1	11,921
北米航路	0.25 (月1便)	13,139

広島港の外貿コンテナ定期航路は、**東南アジア航路をはじめ船型の大型化が進行している。**

##### 広島港のアジア取引国別貿易額の推移



広島港のコンテナ貨物の相手国における**ASEANの割合は増加傾向**である。

東南アジア諸国等の貨物需要やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の拡充が必要**

## 6 社会資本整備の推進

### (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

#### 課題

#### 2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化



#### 立地企業増加への対応



#### 自動車運搬船の大型化への対応



## 6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

### 課題

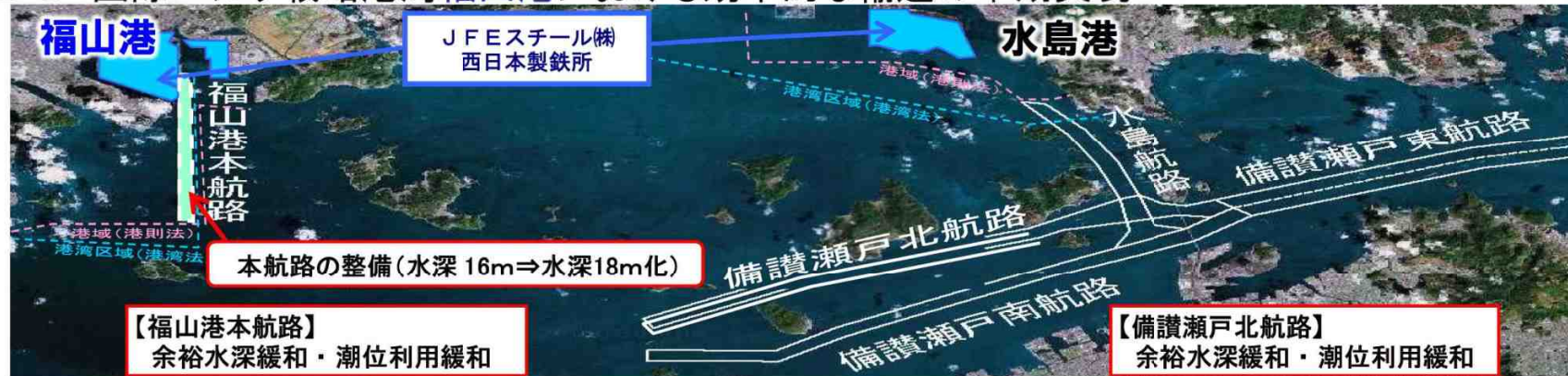
#### 2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化



#### 地域の基幹産業のグローバル化等への対応



#### 2-3 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現



## 6 社会資本整備の推進

### (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

#### 課題

2-4 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

#### 尾道系崎港（機織地区）

泊地  
(水深7.5m⇒水深10m化)等

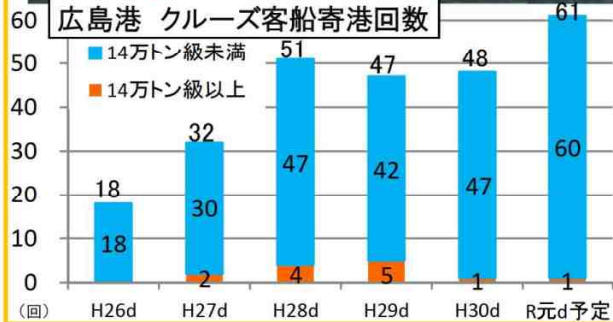


大型の木材運搬船の満載入港への対応（非効率な輸送形態の解消）



3 観光・交流の拠点となる広島港・厳島港の港湾機能の強化

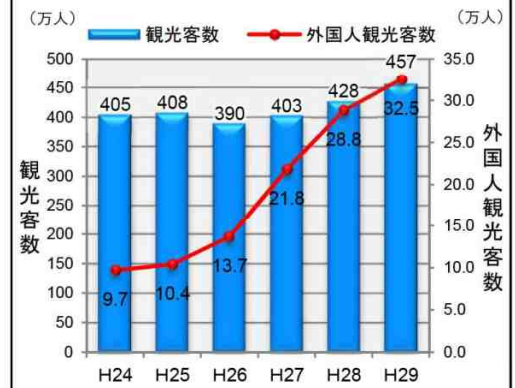
#### 広島港（宇品地区） 完成イメージ



#### 厳島港（宮島口地区）



#### 宮島観光客の推移







# 6 社会資本整備の推進

## (7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

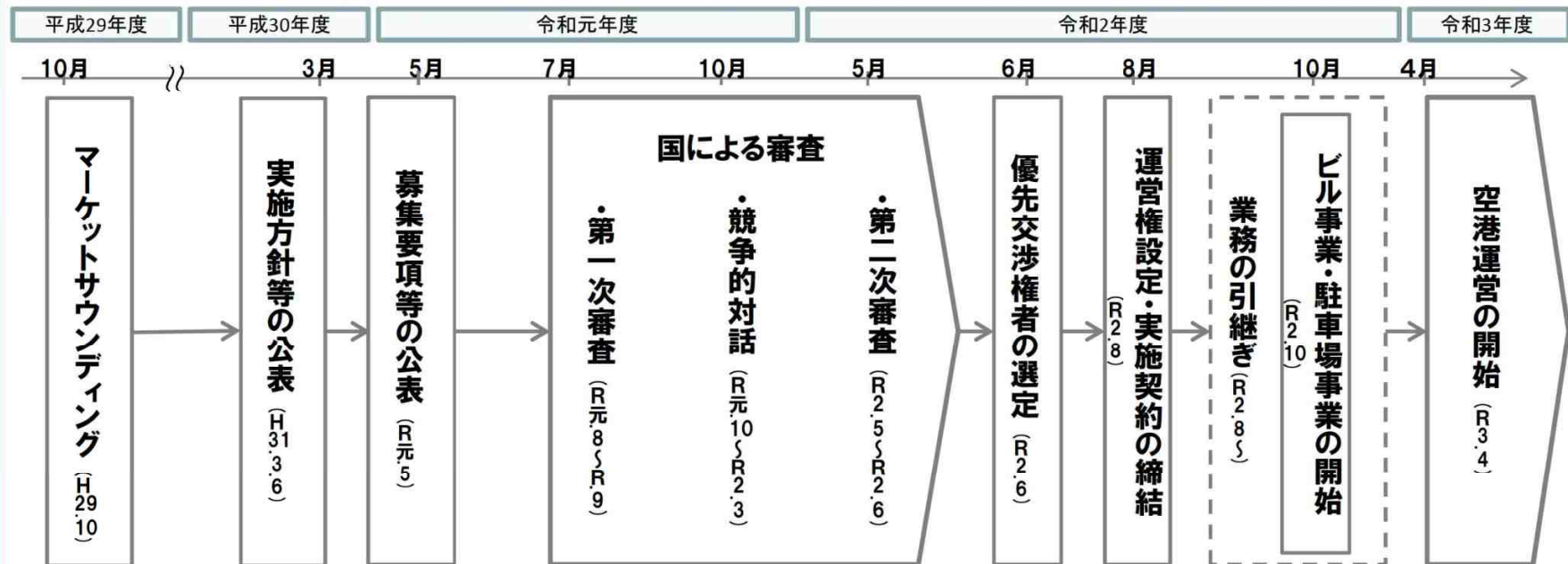
### 国への提案事項

#### 1 広島空港の経営改革の推進

令和3年の経営改革導入に向けて、手続きを着実に進めること

実施方針及び募集要項等の策定においては、民間意見を踏まえつつ、県と十分に協議していただいたところであり、引き続き、優先交渉権者の選定に「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」の趣旨を生かすとともに、令和3年4月の運営開始に向けたスケジュールを着実に進めること。

#### 広島空港運営委託に向けた想定スケジュール(平成31年3月末現在)



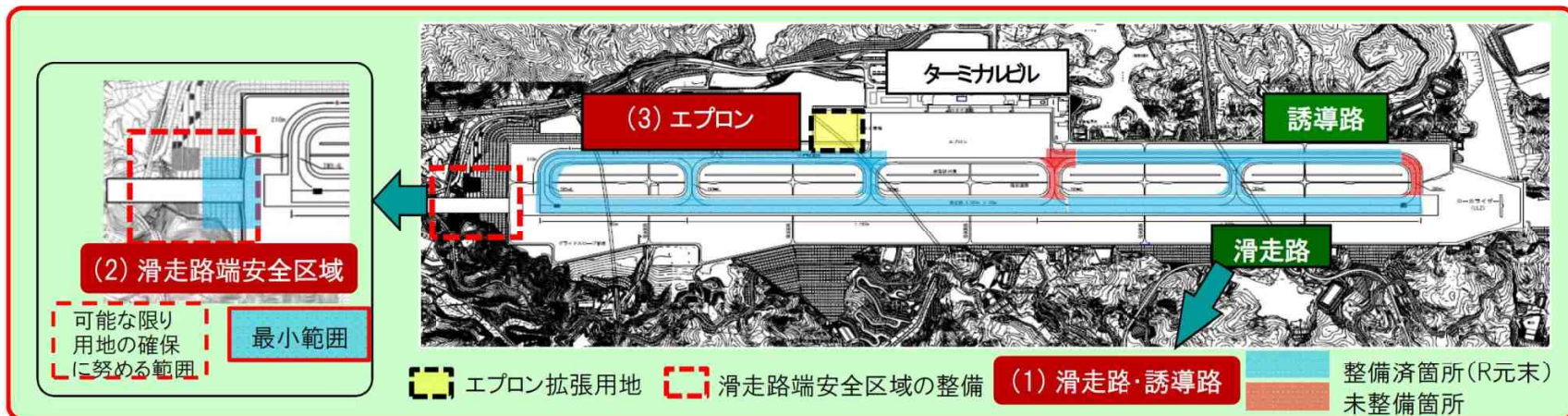
## 6 社会資本整備の推進

(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

### 国への提案事項

#### 2 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 2020年代初頭での完了に向け、滑走路及び誘導路の計画的な更新・修繕を実施すること
- (2) 滑走路端安全区域の整備については、早急に整備内容を確定して、空港運営への影響が最小限となるように整備を進めること
- (3) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンを早急に拡張すること



【提案先省庁:国土交通省】

## 6 社会資本整備の推進

### (7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

#### 課題

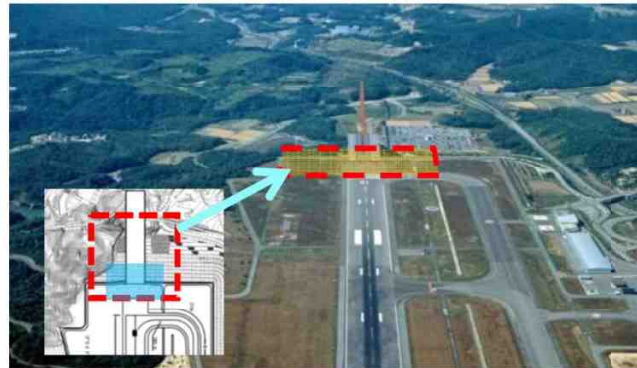
#### 2(1) 施設設備の老朽化

開港から25年が経過し、引き続き、滑走路・誘導路の計画的な更新・修繕が必要



#### (2) 滑走路端安全区域の確保

滑走路西側では国内基準の範囲が確保されておらず対応が必要



##### 国内基準

可能な限り用地の確保に努める範囲

- 長さ 240m
- 幅員 着陸帯幅

##### 最小範囲

- 長さ 90m
- 幅員 滑走路幅の2倍

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く、②着陸回数が多い空港であり優先的に整備を進める空港と位置付け
- 国は、平成30年度に整備方針を決定し、工法検討中
- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める対策が必要

#### (3) エプロンの拡張

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定された
- 東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、令和3年の経営改革導入に先行して、エプロンの拡張が必要



# 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

## (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

### 国への提案事項

#### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

##### ① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

##### ② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とする等の健診内容の充実及び健診費の改善～【被爆者健康診断内容等の充実強化】
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院，原爆養護ホーム，被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ，より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

##### ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について，早期移転すること

##### ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

## 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

#### ⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給，保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い，必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り，高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ，医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について，在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり，在外公館等において現地協会等の支援を行うなど，より積極的な役割を果たすこと

#### 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

##### ① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け，財政上，適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

##### ② 介護保険法による保険者等の財政負担に対して軽減措置すること

#### 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

##### ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

##### ② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

##### ③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

##### ④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費，死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁：内閣府，外務省，文部科学省，厚生労働省，経済産業省】

## 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

### 現状

#### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(平成30年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	19,836人	83.9歳
広島市	50,384人	81.5歳
県全体	70,220人	82.2歳

### 課題

- 弔慰事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。



## 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状	課題						
<p><b>2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善</b></p> <p>○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。</p>	<p>○ 被爆者の高齢化が進む中で、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。</p> <p>○ 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。</p>						
<p><b>3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化</b></p> <p>○ 毒ガス障害者援護制度 (国の要綱により実施)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #003366; color: white;">区分</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">医療給付</td> <td style="background-color: #d9e1f2;">毒ガスに起因する疾病のみ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">介護救済措置</td> <td style="background-color: #d9e1f2;">毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。</p>	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	<p>○ 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。</li> <li>・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。</li> <li>・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。</li> </ul>
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						

# 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

## (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度の創設

### 国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

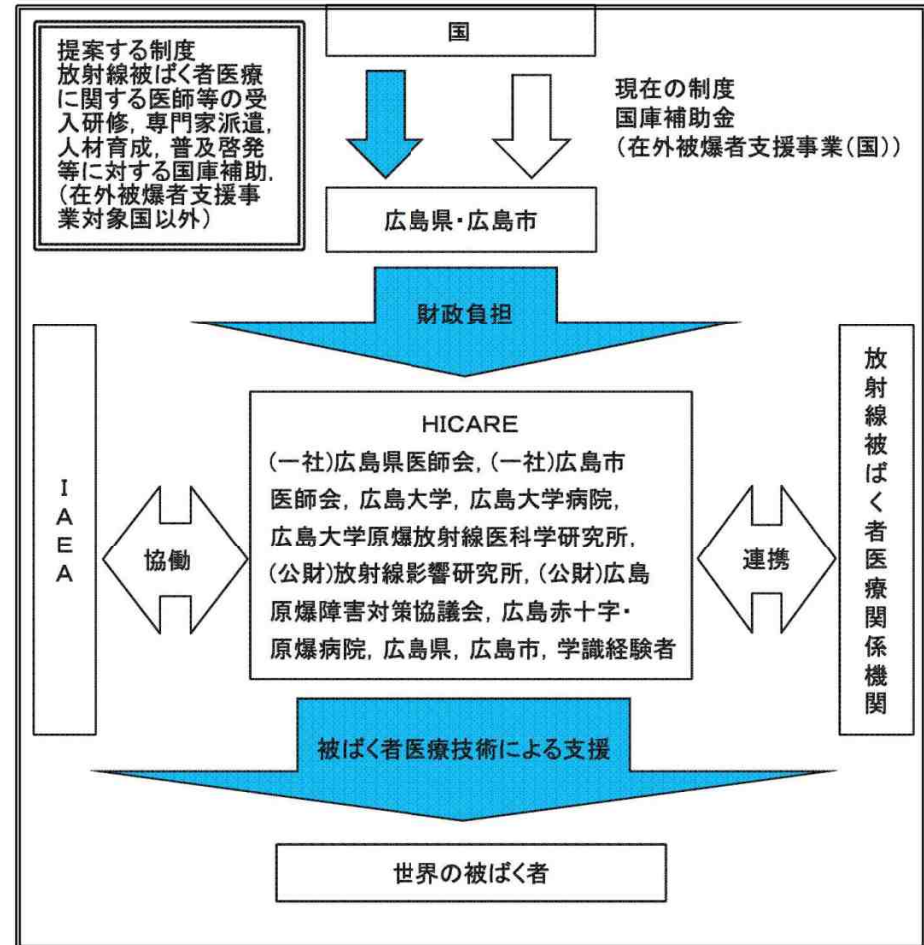
#### 1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

#### 2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁: 内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省】

## 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度の創設

### 現状

#### 1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ31か国・地域666名(平成31年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ16か国206名(平成31年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
  - ・ 国際医療研修, 医学生のIAEAへのインターン派遣, 共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

#### 2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

### 課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
  - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
  - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
  - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
    - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

